

平成23年第3回美祢市議会定例会会議録(その5)

平成23年9月27日(火曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	17番	原 田 茂
18番	村 上 健 二	19番	河 村 淳
20番	大 中 宏	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員 なし

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之  
議会事務局  
主 査 岡 崎 基 代

議 会 事 務 局 査 岩 崎 敏 行

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長 村 田 弘 司  
総 務 部 長 波 佐 間 敏  
市民福祉部長 金 子 彰  
建設経済部長 伊 藤 康 文  
上下水道事業  
局長 久 保 毅  
総務部長 奥 田 源 良  
財政課長 篠 田 洋 司  
総合政策  
課長

副 市 長 林 繁 美  
総合政策部長 田 辺 剛  
病院事業局長 藤 澤 和 昭  
管理部長 福 田 和 司  
総合観光部長 倉 重 郁 二  
総務部次長 小 田 正 幸 夫  
総務課長  
税務課長  
総合政策課  
長 末 岡 竜 夫

市民福祉部  
市民福祉課  
市民福祉課  
高齢福祉課  
上下水道事業局長  
管理業務課  
教育委員  
事務局長  
会計管理者  
秋芳総合  
支所  
監査委員  
事務局長  
市民福祉課  
生活環境課  
市民福祉課  
健康増進課  
市民福祉課  
地域福祉課

杉原功一  
白井栄次  
三戸昌子  
山田悦子  
古屋勝美  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
佐々木郁夫  
原川清史  
佐々木彰宣

病院事業局  
経営管理課  
総合観光部長  
観光総務課  
教育長  
消防長  
美東総合  
支所  
代表監査委員  
建設経済部  
建設経済部  
建設経済部  
建設経済部  
建設経済部  
建設経済部

千々松雅幸  
大野義昭  
永富康文  
坂田文和  
藤井勝巳  
三好輝廣  
秋枝秀稔  
西田良平  
前野兼治

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 22 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 22 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 22 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 22 年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 6 議案第 6 号 美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 号 美祢市暴力団排除条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 号 美祢市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 10 号 美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 11 号 美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定について
- 日程第 12 議案第 12 号 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 号 平成 2 3 年度美祢市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 7 議員派遣について
- 日程第 1 8 会期延長について
- 日程第 1 9 報告第 1 号 平成 2 2 年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第 2 0 報告第 2 号 公営企業の平成 2 2 年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第 2 1 報告第 3 号 平成 2 2 年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認

定について

日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度美祢市一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 3 3 決算審査特別委員会の設置について

7 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。村田市長。

市長（村田弘司君） 皆さん、おはようございます。只今議長のお許しを得ましたので、御礼とお願いをさせていただきたいと思っております。

御承知のように、昨日9月26日に、我々が待ちに待っておりましたJR美祢線、再開がなりました。昨日の記念式典では、二井関成山口県知事、それからJR西日本の杉木社長を始め、多数の方にお出でをいただきまして、盛大に美祢駅前で開催の記念式典を挙行することができた次第でございます。

これにつきましても、本当に議員の皆様方、それから市民の皆様方のさまざまな御協力があった賜物というふうに思っております。市長といたしまして、心より御礼を申し上げたいと思っております。誠にありがとうございました。

特に、昨日、美祢線沿線で幼稚園の方々、それから小学生の方々、中学生の方々、それから市民の方々、本当にたくさんの方々がこのJR美祢線の再開を喜んで、祝していただきまして、沿線に出ていただきました。先日来より、私のほうからもうか再開を市民を挙げて祝福していただきたいということをお願いを申し上げておりましたけれども、本当にたくさんの方が出ていただいております。

昨日も、記念式典が美祢駅でもありまして、二井関成知事がそのまま山口県庁にお帰りになるはずだったんですが、私のほうからお願いをいたしまして、一緒に私と乗って長門駅まで行きましょうということで、無理を申し上げて、昼からのスケジュールを崩していただきまして、二井知事の手をひいて一緒に乗りました。一緒に二井関成知事と、それから杉木JR西日本の社長と同じボックスに座らせていただいて、沿線をずっと見ましたけれども、本当のたくさんの方が手を振っていただき、風船でやっておられたり、それからうちわでやっておられたり、手袋をつけておられたり、幕をつくっておられたり、駅にはぼんぼりを下げておられたり、本当にたくさんの方がやっておられました。二井知事も感激をされて、ああ、本当に、美祢の御出身の知事ですから、これほどの方々が本当に美祢線を大事に思って、この線の再開を心から祝っておるんだなということを実感されたようで、本当に喜んでおられました。

また、杉木ＪＲ西日本の支社長も実感をしたと。この美祢線がこの地域にとって本当に大切なものであるということを、私も支社長として、初めてこの美祢線にちゃんと乗りましたけれども、本当に実感をしましたというふうのおっしゃっていただきました。

しかしながら、これが終わりではございません。これが始めでございます。これが再開をされて、これからこのＪＲ美祢線を、我々の力によって存続を、子々孫々まで持っていくということが、本当に重要なことというふうに思っております。

しかしながら、ＪＲ美祢線の乗客をふやすということが究極の我々の目的ではございません。この乗客をふやすと、利用率を上げるということは、一つの手段にし過ぎないと、私は市長として思っております。このＪＲ美祢線を利用させていただいて、この美祢市を振興していくということが、我々にとっての目標であるわけですから、どうか議員の方々、それから市民の方々の御協力を賜りたいと、よろしく思っておるところでございます。

この美祢線の過去を大事にする。しかしながら過去を大事にするけれども、その過去にこだわることなく、我々美祢市の未来に向かって進んでいくということが、ＪＲ美祢線の再開復旧が一つのシンボルだろうというふうに思っております。

今、人口は美祢市は減っております。しかしながら、我々が今回示したように、市民の方々は大きな力を持っておられるということがはっきりとわかりました。力を揃えて、ネバーギブアップの精神で、この美祢市の振興に取り組んでいきたいというふうに、市長として堅く心に誓いましたので、議員の方々、それから市民の方々の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告と御礼を終わります。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、永富教育長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。永富教育長。

教育長（永富康文君） 議長のお許しをいただきましたので、鳳鳴小学校の今後について御報告をいたします。

まず鳳鳴小学校の児童の現状であります。現在６年生が４名在籍しており、来年度１名の新生、平成２７年度に１名の新生が見込める状況にあります。現状のままであれば、来年度の在校生は１年生１名のみとなります。しかしながら、保護者としては来年度在校生が１名となるのであれば、大田小学校へ通学させたいと

の意向がある旨お聞きしております。本年度においても、鳳鳴小学校区の児童2名が校区外通学の許可を得て、大田小学校へ通学している状況にあります。

このような中、鳳鳴小学校区である大石地区、景平地区及び薬王寺地区の代表者からなる鳳鳴小学校教育後援会では、昨年11月から鳳鳴小学校の今後について協議を重ねられ、本年6月15日、閉校やむなしとの結論に至られ、その結果を持って鳳鳴小学校後援会より、地域の皆様へという文書で、地域内の全戸の意見を聞かれ、地域での了解も得られております。

地域の意見を集約後、本年7月23日、第6回目の協議において、子供たちのよりよい教育環境をつくるためには、本年度をもって閉校やむなしとの最終結論を出され、本年8月2日、8月1日付の文書であります。教育後援会会長及びPTA会長の連名で、鳳鳴小学校閉校に関する要望書の提出がありました。要望書には、通学校区の変更及び通学手段の確保についての要望が付されております。

教育委員会といたしましては、地域の意向を大切にしながら、本年度末の閉校を、すなわち廃校に向け、地域との協議、事務等を進めてまいりたいと考えております。今後、廃校に伴う条例改正等を提案する予定としておりますので、市民の皆様を始め、議員の皆様の御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、これまで多くの優位な人材を輩出し、地域の発展に貢献し、地域からも愛されてきた鳳鳴小学校が、その長い歴史を閉じることになりますことは、まことに残念ではありますが、その誇りを継承しながら、美祢市の学校教育の一層の振興と発展に努めてまいり所存でありますので、皆様方のさらなる御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告をさせていただきます。

続きまして、先日9月20日の本会議におきまして、三好議員から御質問がありました学校給食で使用する食器の安全性について、補足説明をさせていただきます。

食器の安全性につきましては、食品衛生法第15条から第18条にかけて、食品添加物及び器具、容器包装に対し、安全衛生面から基準が定められております。この食品衛生法第18条の規定による厚生省告示に基づき、メラニン食器などの合成樹脂製食器の安全性について、含まれてはならない物質や、製品から食品へ溶け出す物質の量が規制され、規格も設けられております。

つきましては、この法律に抵触する食器等は、販売のための製造、もしくは輸入、

または営業上使用してはならないことが規定されておりますので、現在、学校給食で使用をしている食器については、安全性が確保されていると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、三好議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。三好議員。

6番（三好睦子君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

先の一般質問で、学校給食の食器の安全性についてお尋ねしました。先般お示しました資料は、自治労が2004年に発行した「子供たちにとってよい学校給食とは」という学校給食テキストの冊子からです。

厚労省は食器の材質について安全としています。しかし、この見解に対して、いろんな団体から批判や厳しい意見、食器の安全性に対する疑問の声が上がっています。従って、12月議会に向けて、さらに調査をいたしまして、改めてきちんと議論をしたいと考えております。以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、何か、はい。

24番（竹岡昌治君） 先だつての、この件につきましては会派代表者会議で、本日三好議員から文献を精査して、安全性について是か非かをはっきり報告をするとなっています。

今の発言からしますと、12月議会まで伸ばすと。あれから相当の日にちが経っておるわけでありますので、再度、三好議員にお尋ねをしたいと思うんですが、恐らく問題になっているのは、メラニン樹脂等に含まれているホルムアルデヒドという成分だろうと思うんですね。これは食器に当然、微量それこそ、今、教育長から話がありました基準以内の微量はあるかもしれませんが。しかしながら、この成分は食品にたくさんあるんです。これは調理師の方なら御存知だろうと思うんですね。たくさんあります。一番多いのはシイタケなんですね。この食器の数十倍も含まれています。

もっと言うならば、シイタケ、ハウレンソウ、リンゴ、トマト、ネギ、こういう多い順から今申し上げましたが、5番目にあってもまだメラニンの食器の10倍近く含まれている。しかしながら、この成分は口から入ってくるわけですね。だか

ら食べるという行動から入ってくるわけですが、短時間で水、いわゆる水と二酸化炭素に分解をするわけです。そして排出をしていくという性格のものなんですね。

私もこの年で、調理師試験に挑戦をしまして免許をとらせていただきましたが、そうした化学的な根拠なしに市民の皆さんに不安をあおるということは、私はいかがなものだろうかと思うんです。もう一度、三好議員さんのはっきりした答えを出していただきたい。

でないと、学校給食だけでじゃないんです。このことは老人の配食サービス、すべての事業所も使っておりますので、ちょっと関わりがあるから発言をさせていただきました。議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、会派代表会議に出られたときに、きょうまでにいろいろな文献を調べながら、それをきょう発表するということだったと思うんですけれども、きょう現在そういったことが出てきていないということの理解でいいですか。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 調査はしております。資料も取り寄せて、こんなにあります。数値的なことは12月にしたいと思ひまして、今回は、読めば長くなるので、12月が長いと言われれば、決算委員会の冒頭でもいいですから。そしたら、きょうの終わりまでに発表させていただきます。

議長（秋山哲朗君） 今日の終わりまで、そういう調査の結論が出ますか。（発言する者あり）

6番（三好睦子君） まとめておりません。今あるのはあるんですが。

議長（秋山哲朗君） 先ほど教育長の発言からしますと、教育委員会のほうはきちっと調べて、いろいろなところに問い合わせながら、きょう発言をされたというふうに思うんですけれども、三好議員のほうは、きょうの。

6番（三好睦子君） 12月議会では遅いでしょうか、きょうの私の言葉足らずで、また誤解を招いてはいけませんので、資料は持っております。

議長（秋山哲朗君） そのとおりですが、特に食の安全に関することから、子を持つ親御さんも大変心配しておられると思うんですよね。だから慎重な発言、調査をしていただきたいというふうに思いますし。

6番（三好睦子君） はい。慎重な発言をしたいので、きょうまとめられないことはないんですが、12月議会ですっかりと議論させていただきたいと思ひますが、

いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。ほかの方の御意見があると思います。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 三好議員さん、いいですか、この間、会派代表者会議で、それでのうても、この学校給食並びに老人の配食サービスも含めて、みんな不安にかられたんですね、あなたの発言で。

従って、会派代表者会議を開いて、本日教育委員会のほうからも所見が出るであろうと。そうすると三好議員さんも出してくださいと。そのときに、あなたがおっしゃったのは、人の原稿やからわからんとおっしゃったんですね。だから、調べてくださいということをお願いをしたと思います。私もそれから調べて、今説明をしたんですね。

だから、化学的に説明をしないと、市民の皆さんは不安を感じるわけです。特に、子供さんやら保護者の方、それからお年寄りの方は、その食器で日々食事をされておるわけですから。ですから、資料が未整備であろうとなかろうと、それを出していただいて化学的にどうなんだと。何の成分が危険だとおっしゃっているのか、その辺も、あれだけの時間があれば、私自身も調べられたわけですから、きちんと出していただきたいと、このように思います。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 私も会派代表者会議の一員としてその場におりまして、この問題についてはしっかりと質疑をさせていただきました。

いずれにしても、今回給食容器に使っているポリエチレンテレフタレート、そしてメラニン樹脂については、さまざまな形で実験分析、溶出試験等を行っております。特に、酸とかアルコール10%でその容器を溶かして、また熱湯80度以上でその容器に有害な物質が検出されるかどうか、こういったことも数多く実験されていて、今の分析装置では、もう検出できない。そういった形できちっと結果が調べたら出ているわけですね。

そういったところで、これは全然、今、学校給食に使っている容器については、私は問題ないと確信をしておりますし、逆にそれ以外に、今私たちが逆にいろいろ、さまざまな形で食品とか合成物質、いろいろ食品の中に防腐剤として入っていますけれども、逆にそういったほうのほうで、ちょっと心配なぐらいな感じは受けます

けれども、いずれにしても今現在そういったさまざまな形で分析して、検出限界ということで、人体には何ら問題はないという見解が出ておりますので、それを覆すような、例えば臨床をやって、何かマウスに障害が出たとかなんかある、そういったものをきちっと出せば、またそういった問題についてはきちっと検証していかんやいけん問題ですけれども、今のところは、そういったところはないということで、安全な容器であるということは、私は確信をしております。

そういったところで、私もいろんな化学物質における甲種危険物取扱等を、そういった免許も持っておりますし、そういったところもきちっと見据えながら、今回の容器については大きな問題はない。私はそのように確信をしております。

そして会派で、今回調べて、きちっと謝罪と言いますか、そういったことを行うという話でありましたけれども、逆に今回は、この12月でまたこの問題については争うというそういった姿勢であるということは、私はいかがなものかなと。非常に憤慨を覚えるところであります。以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 何が謝罪なんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。間違った、これは美東、秋芳にも流れることですから、やはり子供さんを持つ親御さんたちに対して、そういった情報を流すことがいいか悪いかという、確実な証拠でもあればいいわけですけれども、そういったことを、先日の会派代表者会議以来、それぞれの立場で議員は議員さん、そして執行部は執行部の中で調べられた結果を、きょう先ほど教育長のほうから発表があり、竹岡議員さん、そして岡山議員さんのほうから発表があったものと思っておりますし、ちょっと先日の会派代表者会議と流れが変わっておりますので、この際、暫時休憩をしたいと思います。

その間に会派代表者会議をしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

午前10時22分休憩

.....

午前11時03分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど食器の安全につきまして、三好議員のほうから資料の提出がありましたの

で、今後それを持ちまして、後ほど会派代表会議で、もう一度この資料に基づいて、また検討したいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。資料に基づいて、また会派代表会議で検討するという事です。三好議員、発言を許可します。

6番（三好睦子君） 先ほどの発言の中で、学校給食のテキストの件について自治労と言いましたが、自治労連の間違いでしたので、訂正してお詫びいたします。

そして、今回の食器の安全性について、今回は、私の調査資料不足で、資料はたくさん集めましたが、まだ不十分な点もありまして調査資料不足のため、今回のこの質問については一旦取り下げますので。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 今、三好議員、今の私の発言を聞いておられましたか。今、三好議員から提出された資料をもって、後ほど会派代表会議を開きたいということでもありますので。

6番（三好睦子君） はい、わかりました。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますのは、議事日程表（第5号）、議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田邊諄祐議員、山本昌二議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号から日程第16、議案第5号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件につきまして、去る9月6日午前9時30分より、委員全員出席のもとで机上審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より議案第13号美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明がありました。

それでは主な質疑について御報告申し上げます。委員より、家族旅行村施設とリフレッシュパーク施設には同じような施設が混在しているので、リフレッシュパーク施設のほうへ一本化して、整備し、しっかり整え、集客を図ってはどうかとの問いに対し、執行部より、それぞれが同じような施設をもっていますけれども、それぞれが特化したものがあるので、いろいろな特性を生かし、二つの包括的な管理運営を、指定管理者制度の導入によりやらせていただきたいとの答弁でありました。

委員より、一体化しての管理運営に係る計画書ができているのかとの問いに対し、執行部より、今回の条例の一部改正により、二つの施設を政策的に一括管理をするという視点の中で、現段階では仕様書も含め検討段階でございますとの答弁でありました。

委員より、基本的には外部監査の指摘については、大変重要視しなければならないと思いますが、二つの施設の管理を一緒にすることには反対で、理由としては、あまりにも規模を大きくして管理が不行届きになるのではないかという心配と、競争原理が働かないので、サービス低下につながるのではないかとの問いに対し、執行部より、両施設は美東地域・秋芳地域のシンボルでもあり、雇用の創出の場である。それをなくさないようにするためにはどうすべきかということ考えた中で、国の外部監査も廃止に至らせないようにするためには、家族旅行村とリフレッシュパークを一つにして、同じ経営で統一的な管理をしたほうが、コスト的にも運営的にもいい。やらないと、もうそれは持ちませんよということまで指摘されているわけですから、いずれの施設もなくなたくないという思いで、今回この条例案を提出したことを、まず御理解いただきたいとの答弁でありました。

委員より、今後、効率をもとに今回の案件だけでなく、ほかのことも当然安くなるような方がいいのはわかりますが、そればかりをいうと指定管理制度の破綻も招きかねないと思うがとの問いに対し、執行部より、住民の方の福祉を中心としたものと収益的なものとは、はっきり明確に分けて考える必要があると考えています。行

政がやる収益的な事業というのは、その地域振興なり、雇用の場の創出なり、そういうふうないろんな面を含んでいますので、それにあたる部分のコストは、ある程度は行政が抱えなくてはいけないという部分もあるということも御理解いただきたい。また、福利厚生に係るような指定管理の部分については、今のところ手を入れるつもりはありませんとの答弁でありました。

委員より、再度、両施設の統廃合についての将来見通しについて、もう少し具体的な答弁ができないかとの問いに対し、執行部より、現状を踏まえて将来の美祢市の振興のために、今、何をなすべきかということをもって、今いろんな政策、施策を出して議会にお諮りしているところです。その状況というのは、縷々変わってまいります。時代も変わりますので、その変わった時点で判断すべきことがあれば、きちっと果敢に判断させていただくということを御理解賜りたいとの答弁でありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

本議案について意見を求めるも意見はなく、採決の結果、挙手多数により、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算(第6号)について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,327万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億3,812万5,000円となる補正予算のうち、本委員会所管事項について説明がありました。

それでは主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、農地・水・環境保全向上対策事業の申請は、すべて市に提出することでもいいのかとの問いに対し、執行部より、一括して市のほうが申請を受付処理をするとの答弁でありました。

委員より、農地・水・環境保全向上対策事業の交付金の算定方法と限度額は幾らかとの問いに対して、執行部より、交付される金額は協定地区面積に対して10アール当たり4,400円で、それが5ヶ年継続するということになっていますとの答弁でありました。

委員より、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ということで、圃場整備をすると説明があったが、この事業を進める上での分担金について説明願いたいとの問いに対し、執行部より、この事業は県営中山間の総合整備事業という形で県が

事業主体として行う事業で、平成25年まで調査・設計等を行います。地元の分担金は発生しません。

今のところ予定ですが、平成25年度から工事のほうに着手することになると思いますが、その段階になりまして、工事に対して地元の分担金が発生することになりますとの答弁でありました。

その他の質疑につきましては割愛させていただきます。

本議案について質疑・意見を求めるも意見はなく、採決の結果、出席者全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） お尋ねを2点ほどしたいんですが、まず1点目に、外部監査報告書というこの制度なんですが、外部監査報告書の予算を導入する際も意見を言ってるんですが、この制度そのものが国の予算も含めて、指示に従って、美祢市の観光の特別会計を中心に監査を行うということで、報告書の内容もそうなんですが、コスト削減と。コスト削減の効率の追求ということが、今の委員長の報告の中にもあったと思うんですね。

しかしながら、もう一つはそれぞれの施設が直接的な収益で利益を上げるのかといえば、それは当然、家族旅行村に関わるリフレッシュパークであろうが、美祢市の於福の道の駅、それから美東の道の駅も含めて、市が第3セクター並びに市が直営も含めて、何らかの形で関わっているものは、初期投資も含めてランニングコストがきちんと回収できるかといえば、そのような施設はもともとないわけです。

そうするならば、本来外部監査が行うコストと効率の追求のみだけではなく、もう一つは美祢市の観光事業全体、それから美祢市の情報の発信地、そうした果たす役割と併せ、先ほども委員長の報告にあったんですが、その施設そのものが地域における役割、こうした点でのこうした外部監査そのものの報告書に基づいて、これの不十分さがあるんじゃないかという内容等についての意見や議論があったかをお尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 今、南口議員が申されました内容につきまして、あくまでも外部監査の内容につきましては、ある程度容認せざるを得ないという意見がございました。それより入り込んだ議論はございませんでした。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） はい、わかりました。それから、2点目にこのリフレッシュパークなんです、特に、できたいきさつは、当時の、もう亡くなられているんですが、当時の町長からしっかり自慢話をお聞きしたんです。

ところが、一つは観光ということと併せながら、手前にサファリランドがあるんですね。その複合的な果たす役割、そうした意味で、特に福利厚生のもひとつは果たしておるんですね、トロン温泉という。ところが、全地域的な観光を、建てた当時はサファリを核とする観光の長期計画というものがあるんだという自慢話をお聞きしたことがあるんですが、それにさかのぼって議論が、そういう計画をそのものができてもう25年以上たっていますので、それを検証しながら、一つの到達点としての議論があったのか、なかったのかを、その点だけお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 只今の件につきましても、そこまで入り込んだ議論はなかったのでございますけれども、委員から、当時のことにつきましての回想的な御発言はございました。その程度でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） じゃ、第1点は財政面、収支のバランスの面から、この施設について検討がなされたのかどうか。そして類似する家族旅行村との一体的な管理と言いながら、やはり財政的な面で大きな負担がかかってくるという面についての論議はあったかないか確認したいんです。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 財政的な面につきましては、現行の別々に行われております事業につきまして、当然、議会で決算報告等を今まで過去にやられているわけですが、その範囲内での運用についての執行部の説明はありました。

従いまして、論点としましては、いずれにしましても雇用場の確保と、それと全

体的な秋吉台観光の継続的な発展を目指す中で、当面は両方を維持したいという視点での御発言が大半でございましたので、現在、制作中ということもありますけれども、いろんな事業計画、仕様書等の細部にわたる検討は今されているようでございますので、踏み込んだ、その損益分岐点がどうのこうのとか、そこまでの入り込んだ話はなかったというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） もう一つは、両施設の役割というか、これはもう終わっているのではないかという声が、もう既にいろんな面から地元からも出ておる。というのは、10年前の集客、利用者、これが今半減しているという提案の説明の中にありました。両施設は老朽化し、もう既に利用するためには、かなりの設備投資が必要である。そういったことを考えると、設備投資、また施設の状況等について論議されたかどうかお尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 設備投資については、当然、中で老朽化しておるということで話はありました。どこどこをどうするという話はできておりませんが、当然、てこ入れをしながら、とにかく全体の経済効果ある内容にしたいというふうなニュアンスの答弁でありました。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） それではお尋ねしたいと思いますが、先ほどの委員長報告の中で、この施設についての賛否が挙手多数で賛成になったということで、反対意見はなかったみたいなことを言われましたけれども、質問の中で、一体的な管理については反対だみたいな旨のような委員長報告がありましたが、この条例改正をみると、指定管理者に移行するという条例改正であって、一体的な管理、家族旅行村とリフレッシュパークを一体的な管理をするという条例改正ではないと思うんですよね。

そこで、指定管理をするについては賛成なんだけれども、一体的な管理については反対だと。そういった意見とか質疑なりがありましたら教えていただきたいと思っております。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 委員長報告の中で申し上げましたけれども、委

員から、先ほどもありますように二つを一緒にして全体が広がる。あるいは規模が大きくなることによって管理がおろそかになるのではないかという懸念があって、あるいは施設が二つあることによって、お互いに切磋琢磨することによって、競争原理が働きながら、という部分も意見はございました。しかしながら、今の施設をそのままやってきたわけですから今まで、それでなおかつご覧のような決算の状況が続いているわけですから、そこで外部監査の当然指摘もあるし、回答の中で、そういうふうなことをしますよという回答もされて、皆さんも一応は賛成もされているわけですので、その中で、やはりこのたび条例改正をして、一歩前に進もうというふうな形の執行部の答弁で、折り合ったということでございます。

確かに議論の中で、反対をされた方もいらっしゃいます。従いまして、一応挙手で採決をとりました。以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ということは、指定管理に挙手賛成の時に手を上げられなかった方というのは、指定管理について反対だという認識で賜ってもいいということでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 馬屋原委員長。

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 指定管理にされることには賛成というふうに受け取っております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、去る9月7日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず、最初に議案第10号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、御報告申し上げます。

執行部より、国において法律の一部が改正されたことに伴い、市条例に記載する災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大するもので、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給を適用するものと説明が執行部からございました。

委員からの質問として、ゲリラ豪雨とか大雨の発生、土砂災害等大規模な災害が発生することは、美祢市も決して他人事ではないと思っている。ゲリラ豪雨等で犠牲になった場合に、美祢市において今回の条例改正で適応できるのかとの問いに対し、執行部からは、死亡当時、同居または生計を同じくしておられれば、支給対象になると思われます。1件につき500万円支給することになっていますとの答弁がありました。

この議案につきましては、他に質疑、意見がなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定について御報告します。

執行部より、市民が安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制や救急医療体制の充実が求められ、全国の各地で勤務医の不足、医療関係者の不足が社会問題になっています。本市も例外ではなく、市立病院では常勤医師が平成18年の22名が、平成22年には15名まで激減し、病院の運営や地域医療に大きな影響を及ぼしています。

市立病院も平成20年10月に美祢市病院事業あり方検討委員会を立ち上げ、平成21年3月に委員会から市長へ答申され、平成21年度から23年度まで美祢市病院改革プランが実施されていますが、地域医療の中核を担う市立病院の常勤医師など医療関係者の確保も十分ではなく、市立病院の運営が困難になっていることが予想されています。

市内の医療機関、開業医では、通院困難な方には往診をするなど地域医療に貢献されていますが、地域医療を担う医療機関の相互の連携が一層望まれています。市、医療機関・薬局が連携して、切れ目のない保険医療体制を構築することが課題となっています。

このことから、平成22年10月に美祢市地域医療推進協議会、会長は山口大学の福田教授でございます、を設置して、委員18名で、4回の協議会を開催して、

今回条例案を議会へ上程したものです。

また、6月にパブリックコメントを実施しまして、市民の方から8件の御意見をいただき、修正したものを再度協議会にかけまして、市長へ提出したものと説明がありました。

これに対し委員からの質問で、市民一人当たりの医療費の割合が、これまで美祿市が非常に高い。そういうものを踏まえてのこの条例の対応について、質問がありました。これに対し、執行部から、条例の基本施策の健康増進のため施策の推進で、健康診査でがん検診等の促進。かかりつけ医を持ち相談する。不要な診療は受けない。そして診療時間内にかかりつけ医を受診する。これも抑制につながるのではないかと考えていますと答弁がありました。

さらに、委員より地域医療を支え育てる条例については、第8条まで策定されています。条例の内容については、基本計画アクションプラン等にのっとり進めていくとの説明がありました。

そうした中であって、がん検診が他市に比べて低い状況にあることなどを踏まえて、がん検診等の受診率を向上させるため、地域医療を支え育てる条例をしっかりと本条例を生かしていかなければなりません。今後、市民の皆さんから御意見をお聞きするために、地域医療を支え育てる報告会をやるということは条例に記載されていませんが、報告会などを行っていくというお考えはあるのでしょうかとの問いがありました。

執行部から、基本計画、アクションプランの中については、がん検診、特定健診を進めていくと述べています。まず、重要項目をつくりまして、できるところから実施していきたいと思えます。その中で市民の皆さんに、お薬手帳、健康手帳などをまとめて入れるファイル的な手帳を作ったらという案が出ております。

また、12月11日の予定でございますが、地域医療のシンポジウムの開催を考えております。特別講師としては仁科亜季子さんをお呼びすることを委員会の中で検討をしています。地域医療を支え育てる報告会について、今後検討してまいりたいと思えますと答弁がありました。

この議案につきましては、その他二、三質問がありましたが、割愛させていただきます。

採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御報告をいたします。

執行部より、このたびの改正は地方自治法の一部改正により、地方自治法第 2 条第 4 項市町村の基本構想の策定義務という条文が削られたため改正するものであり、条例は公布の日から執行するものであると説明がありました。

これに対し委員からの質問として、市町村基本構想策定義務が地方自治法から削られたということで、今後、新たな市町村の基本構想はつくらなくていいということか、また、削られた背景についての問いに、執行部から地方分権改革推進計画に基づくいろいろな義務づけの廃止がされており、この廃止される一連の計画は、地方公共団体の組織及び運営について、自由度の拡大を図るものという認識でいますとの答弁がありました。

この議案につきましては、ほかに質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 6 号）について御報告いたします。

執行部より、初めに民生費・児童福祉費・児童福祉総務費について説明があり、JR 美祢線利用促進事業として 30 万円計上してあります。これは、昨年度発足しました長門市、山陽小野田市、美祢市 3 市の児童福祉部門による JR 美祢線を活用した事業を協議する、JR 美祢線利用促進幼児部会を再開いたしまして、毎年 1 回 3 市の持ち回りで、3 市の保育園児と保護者との交流事業を実施することが決まっております。初年度のことしは美祢市の引き受けで、11 月に各市 35 組の親子の参加により、秋吉台家族旅行村において、鉄道ゲーム、大型紙芝居等を行う経費です。

次に、衛生費の清掃費・塵芥処理費では、最終処分場運営経費として 356 万 8,000 円を計上していますが、これは修繕料で 189 万 7,000 円は、美祢市一般廃棄物最終処分場の機械のトラッシュコンパクターの不具合発生に伴い、運転不可能な状態であるので、その修繕料です。また、業務委託料 167 万 1,000 円は、美東一般廃棄物最終処分場に係る業務委託料 1 名分を増額補正するものです。

次に、し尿処理の衛生センター管理運営経費についてですが、修繕料 115 万 5,000 円の追加は、適正な水処理を行うための修繕費で、業務委託料の減額 128 万 8,000 円は、欠員 1 名減は補充せず、職員を充てることとされたこと

による減額ですという説明がありました。

次に、教育総務費、指導費において40万円の増額補正は、中国教職員招へい交流事業で、美祢市には10月16日、日曜日から10月20日、木曜までの5日間、中国教職員30名を受け入れ、その間市内の小・中・高等学校の訪問、美祢市の児童・生徒、教職員との交流を図り、さらに美祢市のよさを知っていただくために、秋芳洞の市の観光地、茶道や弓道などの日本伝統文化を見学していただく予定です。もちろん市内のあちこちの観光地も見学のコースに入っております。

次に、社会教育費、図書館費、備品購入費50万円の計上は、前美祢市教育委員会委員長でありました福田徳郎様から、図書館の図書購入費として御寄附を受けることに伴う図書の購入費ですと説明がありました。これに対し、委員から質問があり、福島第一原発の件で風評被害が問われているが、食べ物などで美祢市の幼稚園児らには影響はないですかとの問いに対し、市長から、本会議の初日に申しましたように山口県は統一して、今、マイクロシーベルト、ミリシーベルトを調査するところがあるが、福島原発の影響は山口県ではないと県から報告を受けていますとの答弁がありました。

さらに、委員より最終処分場はあと何年もてるかの質問に対し、執行部から埋め立てる量をリサイクル等に回すことに努めていますので、今後10年以上埋め立てできると考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より市立図書館として、毎年新書として何冊程度入っているのか。そして古い図書の保管状況の問いに、執行部より、年間約3,000冊ぐらい入っています。古い本を保管する場所が手狭で非常に苦勞をしている状況ですとの答弁がありました。

この議案につきましては、ほかに質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で、壇上からの教育民生委員長報告を終わります。

なお、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長の申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

9月1日の本会議において、総務企業委員会に審査の付託を受けました市長提出議案11件につきまして、去る9月8日、委員全員の出席のもと審査をいたしましたので、審査の経緯と結果につきまして御報告を申し上げます。

議案審査に先立ち委員より、決算審査に当たり美祢市議会議員申し合わせ事項10項、（1）といたしまして決算審査特別委員会の委員は、議長、副議長並びに議員から選出された監査委員を除く議員全員とする。（2）といたしまして、議員から選出された監査委員は、所属する常任委員会における決算議案の審査では、質疑・意見は控えるものとする。とあるが、自治法では特に制約はない。本委員会には3企業会計の決算認定議案の付託があるが、どのような扱いをされるのか。議員として政治的であるとか政策的な意見はあってもいいのではないかとの意見が出されました。

休憩をはさみ協議の結果、予算については予算審査特別委員会に全議案を付託し、決算につきましては3企業会計を除く議案を決算審査特別委員会へ付託をしております現状が、整合性に欠ける面があるのではないかと。議会基本条例においても、議会の申し合わせ事項について必要に応じ見直すとなっておりますことから、議長において別途協議をしていただくこととし、今委員会については、従来どおり審査をすることといたしました。

議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計決算の認定について。

執行部より、収益的収支について税込の差引差額は408万468円の収入超過となり、資本的収支については不足額1億9,976万2,390円を、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。また、損益計算において、営業収支が上水・簡易水道併せて営業損失8,412万714円、営業外収支が7,649万1,396円のプラスとなり、経常損失762万9,318円となり、特別利益631万6,000円を加え、特別損失246万8,269円を差し引き、当期は378万1,587円の純損失となり、

前年度繰越利益剰余金 3,310万4,754円から今年度損失 378万1,587円を差し引き、当年度未処理分利益剰余金が 2,932万3,167円となり、その額を翌年度へ繰り越すこと、その他、貸借対照表において資産合計が 41億7,633万2,848円となること等の説明を受けました。

質疑であります。委員より、前年と比較し上水道で給水収益が増加しているのに、給水負担金が減少している。簡易水道では給水収益が増加し給水負担金が増えているがなぜか。また、雑収益と雑支出についての問いがございました。

執行部より、給水負担金とは新規加入者が負担されるもので、メーター器の口径により金額が異なります。13ミリですと3万1,500円ですとか、大きくなれば400万円近いという場合もあり、新規の加入者の数と選ばれるメーターの口径によって決まります。

雑収入は、局長の人件費の2分の1相当を下水道事業からいただくことになっております。そのほかに広告料が46万円、電柱等の地料が28万円です。雑支出のほうですが、7月の豪雨災害時に他市からの応援に来ていただいた費用が71万円と消費税の調整です。

さらに委員より、22年度の補正予算では925万円の赤字の予定が387万2,000円に改善している。合併後初の純損失となっているが、今後の見通しについてはどうかとの問いに、執行部より、今年度の8月までの給水量が101.09%と少しばかり伸びています。今のところ予算書のとおりいくのではないかと考えておりますとの答弁がありました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定をいたしました。

次に、議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計決算の認定について。

執行部より、収益的収支について、病院事業、介護老人保健施設事業、訪問看護事業を併せた収入が40億5,918万9,244円、支出が40億9,194万9,158円となり、差し引き3,275万9,914円の赤字となったこと。資本的収支は病院事業、介護老人保健施設事業併せて、収入が4億6,377万7,000円、支出が6億1,133万2,402円で、不足額1億4,755万5,402円は消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び繰越工事資金で補てんをいたしました。

さらに、病院ごとの経営状況、これ損益計算書ですが、これにおいて市立病院が4,616万5,089円の純利益、市立美東病院が6,734万9,630円の純損失、介護老人保健施設で1,053万9,194円の純損失、訪問看護ステーションで255万6,981円の純損失を計上し、併せて当年度純損失が3,428万716円となったこと等の説明を受けました。

質疑であります。委員より、訪問看護事業において職員数が減って事業量が増えているが、増員が必要ではないか。また未収金、不納欠損について、職員を増員して対応する必要があるのではないか。また医療費が高くて病院に行けない人や、保険証がない人が、病状が悪化して受診するような場合等の根本的な対策をしないと、こういう問題が解決しないのではないか。未収金の中に保険証のない方がおられたら割合をお聞きをしたい。との問いに、執行部より、訪問看護について職員の不足は事実で、現在募集をしております。しかしサービスの要望をお断りしている状況にはありません。未収金につきましては、各種保険制度の説明や助言、地域連携室等において支払いの相談、それでも無理な方は支払契約書の徴取、このような債権を発生させないような取り組みを行っています。

発生した場合は、従来から行っていますが、文書による催告書、督促状さらに電話、臨戸訪問等で対応をしています。職員が足りないのではないかとこの質問でしたが、マニュアルを定め集中的に対応できるようにしておりますとの答弁がございました。

次に、また保険のない方ですが、美東病院では今回の不納欠損処理を67件行い、そのうち7件が無保険でしたとの答弁がございました。

委員より、医療職員が不足してサービスの低下につながっているのであれば、具体的に説明をしてほしい。また、保険証がない特殊な事情の人は、福祉の窓口で対応すべきで、受診料等の受益者負担は原則であり、美祿市が二つの病院を運営するには、基本はきちんと守らなければならない。との問いに、執行部より、医療スタッフが不足し、機能を縮小せざるを得ないところも出ています。具体的には研修費等の充実とか勤務体制の見直しなど、手当についても拡充し、労働環境の改善と、やりがいのある職場づくりをアピールし、医師、看護師等医療従事者の確保を最優先に取り組んでおります。

患者さんの受入れですが、病気やけがで医療機関に来られたときには、医師はそ

れを拒むことはできず、すべてを受けとめて医療にあたる義務があります。仮に経済的に医療費の支払いが難しい場合にあっても、医療は提供されるものであります。そのような場合、各種行政サービス等が受けられます。病院の中では医療相談室もあり、負担軽減、減免等の制度がありますので利用していただき、医療は提供し病院の使命を果たしているところです。との答弁がございました。

さらに委員より、医師不足で収益確保が困難な状況で、公営企業法の全部適用に移行し、病院事業局として医師の確保等山口大学との連携が密になると期待をされたが、現状は管理者が不在となっていると思うが、一日も早く正常な病院経営ができるよう体制を整えるべきではないかとの声に対し、執行部より、現在地方公営企業法第13条1項の規定に基づき、職務代理者に管理部長職にある者が当たっております。

現在、不在となっておりますが、前管理者の内藤先生には本病院の特別顧問に就任していただき、運営に関する御意見を常にいただいております。また、山大の岡病院長に直接、経営の効率化、経営基盤の強化のための方策等御助言、御指導をいただいております。後任人事については、現在進めておりますとの答弁がありました。

本案に対する意見でございますが、本案には賛成であるが、訪問看護の看護師について、増員はあっても減員はないようお願いしたい。

また、9月1日の本会議において、市長は病児保育をつくりたいと言われたが、院内保育と併せて考えてほしいという意見が出ております。

結果でございますが、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定をされました。

次に、議案第3号平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について。

さらに、議案第4号平成22年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを、併せて説明を求めております。

執行部より、収益的収支について、収入は4億8,633万8,722円、支出は4億4,243万5,423円となり、差し引き差額は4,390万3,299円の収入超過となりました。

資本的収支については2億8,822万1,900円、支出は4億8,270万1,747円となり、不足額1億9,447万9,847円及び消費税資本的収支調整不足額は416万3,400円、過年度分損益勘定留保資金1,310万7,

832円及び当年度損益勘定留保資金1億7,857万606円で補てんをし、損益勘定の不足する額、繰越利益剰余金695万8,809円で補てんをいたしました。

損益計算書では営業収益、営業外収益を併せた収益合計は4億7,902万4,168円、費用は、営業費用、営業外費用併せて4億3,095万7,469円となり、この結果純利益は4,806万6,699円となりました。

前年度繰越利益剰余金2,303万2,935円と併せ、当年度未処分利益剰余金は7,109万9,634円となります。

なお、議案第4号の剰余金の処分について、当年度の純利益の中から減債積立金として20分の1の240万4,000円を積み立て、建設改良積立金に695万8,809円を併せ、936万2,809円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を6,173万6,825円とするものです。また、貸借対照表において資産合計が145億823万2,142円であること、さらに建設工事の概要等についての説明を受けました。

本案に対する質疑、意見でございますが、ともにございませんでした。

結果ですが、議案第3号、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定されました。

議案第4号ですが、本案は採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をされました。

次に、議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、執行部より、これまで放送関係の法律は、放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法、有線テレビジョン放送法の4種類がありましたが、このたび1本化されました。また、秋芳有線に関する有線放送電話法が電気通信事業法に統合されています。

これらのことから、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例、美祢市秋芳地域情報通信施設及び管理に関する条例、美祢市テレビ放送中継用施設の設置及び管理に関する条例の三つの条例について、所要の改正を行うものですとの説明がございました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第7号美祢市暴力団排除条例の制定について、執行部より山口県暴力団排除条例が本年4月1日より施行されたことに伴って、県内の市・町が歩調をそろえ条例を制定し、一丸となって暴力団排除対策を推進しようとするものですとの説明がございました。

これに対して委員より、美祢市において暴力団事務所や暴力団員らしき人に接触することはまずないと思うが、生活に困った暴力団員が生活保護等の施策を受けて、溶け込んでいる場合などを考えた場合、この条例でどのような対応ができるのかとの問いに、執行部より、市民の中に紛れ込んだ暴力団の把握はなかなか難しいと思いますが、警察との連携を密にし、適正に対処したい。

今回の条例の制定は、市内にいつ組事務所が進出してくるかもしれません。そこで前もって関係を断つために、その姿勢を示した暴力団排除に関する基本理念を定めたものですとの答弁がございました。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決をいたしました。

議案第8号美祢市税条例等の一部改正について。

執行部より、このたび現下の厳しい経済情勢及び雇用状況に対応して、税制の整備を図るため、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたため、美祢市税条例等の一部を改正するものです。主な点は、寄附金の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられること、租税罰則の見直し等です。

これに対して、質疑が委員より、複数の税目に対してすべてかかっているのもう少し詳しく丁寧に説明をしてほしい。これは税の罰則の規定の件でございます。

この問いに対し、執行部より、不申告に対する過料が3万円から10万円に引き上げられたものが11件、新たに10万円とされたものが2件となっています。等々それぞれの税目について説明がありました。

また、市長からいろいろな税にわたっていますが、期日までに適正な理由なくして申告を怠った者について、3万円だった過料を10万円に、以前なかったものにも10万円を科すもので、国が法改正し、今回条例を改正するもので御理解をいただきたいとの答弁がございました。

この件に関しては、さらにいろいろの質疑がございましたが、大体市長の答弁で

要をなしていると思いますので、割愛をさせていただきます。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決をされました。

次に、議案第9号美祢市都市計画税条例の一部を改正する条例について。

執行部より、このたび地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されましたので、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものでものです。

内容は、固定資産税における特例措置の期限満了に伴い、特例措置が廃止されたことによる条項の廃止や調整が主なものですとの説明がございました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をしております。

次に議案第14号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

執行部より、美祢市公共下水道計画の変更により、平成35年度を目安に、計画の処理面積を835ヘクタールから841.8ヘクタールに改正するもので、下水道本管敷設計画地区の0.6ヘクタール及び現在区域外流入している地域3.2ヘクタールを計画区域に追加するものです。

また、現在の施設の能力に合わせて、計画処理人口を1万6,120人から9,630人に、1日の最大処理能力を1万2,700立方メートルから6,600立方メートルに改正するものです。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

執行部より、平成23年10月より、美祢市社会復帰促進センターのセンター生の定員が増加することになっています。施設への給水量の増加が必要となりましたので、平成21年度から設計を始め、22年度より麻生簡易水道の取水場の整備、送水管工事等を行なっています。そのことにより麻生地区簡易水道経営を変更いたしましたので、その認可に基づき条例の給水人口1,600人を1,710人に、1日最大給水量1,060立方メートルを1,255立方メートルに改めるものです。との説明がございました。

質疑、意見ですがございませんでした。

結果、本案は、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決をいたしました。

次に、最後でございますが、議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）について。

これは所管事項の分割審査でございます。執行部より、議会費において傍聴席の階段の改修に50万円増額、総務管理費の電算管理費に4,772万9,000円を増額、同じくJR美祢線利用促進事業として491万4,000円を増額、歳入で地方交付税2億7,248万6,000円の増額、一般寄附で210万円、それから臨時財政対策債を1億7,000円減額するとの説明がございました。

委員より、JR美祢線利用促進事業で回数券を市民の全世帯に配布するとのことであるが、目的と効果についてどのように考えているかとの問いに対し、執行部より、美祢線に乗ってその良さ、ありがたさを再認識していただきたい。無料券が手元があれば、とりあえず乗ってみようという気持ちになってもらえるのではないのか、そのきっかけづくりと考えています。

委員より、無駄になるとは考えなかったのか、一時的ではなく持続的に利用しようという市民の意欲が高まる取り組みを考えておられないのかとの問いに、これは、村田市長が答弁をされております。美祢線が不通となって1年余り、美祢線の大切さが再認識できたと思っています。災害時点で利用客数も減っているので、廃線も仕方がないのではないかとJR西日本から言われても仕方がない状況の中で、沿線の3市と県の御協力も得て、どうにか復旧に結びつけてもらいました。それには今後の利用促進について精一杯やることを約束して、9月6日の午後に利用促進協議会で発表させていただきました。10項目38事業があります。まだまだやります。美祢市もやりますが、沿線3市合同でもやります。市民の皆様が美祢線を守っていくという気持ちにならない限り、他市の方、県外の方にこの美祢線がどうしても必要だということはわかってもらえませんか。その思いを込めてきっかけづくりとして提案をさせていただきましたので、御理解をいただきたいとの答弁がございました。

ここで、秋山議長のほうから、9月6日の資料を持っておりますので、説明できる機会をつくりたいと思いますとの発言がございました。これは皆さん御存知のように9月21日だったと思うんですが、全員協議会で説明がされたというふうに思っています。

結果でございますが、本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案

どおり可決をいたしました。

以上で、総務企業委員会に審査の付託を受けました11議案についての報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項に関する調査をする旨を議長に申し出ておりますので申し添えておきます。大変長くなりましたけども、以上で終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上を持ちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

この際、午後1時15分まで休憩をいたします。

午後0時15分休憩

.....  
午後1時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

ここで、先ほど教育民生委員長報告の内容について、訂正の申し出がありましたので発言を許可します。教育民生委員長。

教育民生委員長（山本昌二君） 先ほどの教育民生委員長報告において、前美祢市教育委員会教育長の福田徳郎様の肩書を、前美祢市教育委員会委員長と申し上げました。これにつきまして訂正させていただきます。教育長が正式でございます。大変失礼しました。訂正をさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 続きまして、特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より、活性化対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月9日午前9時33分から11時半まで、委員会室において、委員2名の欠席並びに林副市長始め所管の執行部の方々の出席のもとに、委員会を開催いたしました。

最初に、市街地の活性化について、執行部より、前回、当委員会にて危険建物等が安全な生活への阻害となり、その地域の問題になっていることが提起され、地域の安全・安心の確保のため検討中ですが、国の補助事業としてはほとんど事例がなく、事業を取り組む場合は、事前に県と県下全市町で、社会資本総合整備計画を策定することが義務付けてあり、現在、山口県はこの事業の整備計画がなく、変更する必要がありますが、山口県の整備計画は変更できそうな状況ですので、数少ない他市の取り組み事例の単独事業の運用等の要件を策定しまして、平成25年度までの補助事業ですので、できるだけ早く対応できればと現在考えておりますとの現状報告を受けました。

委員より、補助事業は平成25年度までで、あと2年ぐらいたが、今年度は無理と思いますが、この点についてどうでしょうかとの質問があり、執行部より、今年度は難しいがいろいろな案件を整備いたしまして、実際困っているところの環境の安全性を高めるために、財政の許す限り今後検討してまいり、今年度中にある程度形をつくり、来年度からという考えでおりますとの答弁がありました。

次に、委員より、美祢市内には危険住宅がどのくらいありますかとの質問があり、執行部より、平成20年度の住宅土地統計調査によりますと、空き家総数が1,890戸、そのうち破損している住宅が400戸程度という事で、現状は把握していますとの答弁がありました。

その他、質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、執行部より、小規模高齢化集落について前回の整理、各視点からの集落問題について資料が配付され、詳細に説明を受けました。

委員より、実際に美祢市に即した資料、例えば小規模高齢化集落についての人口、戸数、就労人口、営農集落等の資料を提出していただきたいとの意見があり、執行部より、実際の美祢市の現状について調べられる限り次回に提出するようにしたい

との答弁がありました。

次に、委員より、都市計画の問題で秋芳・美東地区は区域外と思いますが、都市計画そのものは秋芳地区にあるのか。また旧美祢市は都市計画税を課しているが、全戸なのか地域の指定がありますかとの質問があり、執行部より、旧美祢地域と秋芳地域で国定公園が外れた状態が都市計画区域であり、美東地域、秋吉台の国定公園区域は都市計画区域ではありません。都市計画税につきましては、公共下水、計画道路、都市計画道路、公園等、その関係のものに使う目的税であり、旧美祢市の用途区域内と316、インターの関係で、於福地区の国道沿線の一部と西厚保、美祢西インターの周囲が都市計画税を課しておりますとの答弁がありました。

その他、質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、その他に移り、委員より、9月26日にJR美祢線が再開しますが、JR美祢駅の周辺の再開発とか、駅舎のリニューアルとか、利用促進協議会で話が出たのか。またそういった考えがあるのでしょうかとの質問があり、執行部より、JR美祢線利用促進協議会では、美祢駅の駅舎のリニューアルという話は出ておりませんし、今のところ美祢駅の駅舎の改修という話も出ておりませんとの答弁がありました。

次に、委員より、国の方針として原発の事故以来、自然エネルギーの活用が決定しているが、今後、自然エネルギーの活用についてのお考えをお尋ねいたしますとの質問があり、執行部より、今後も有効な活用策を引き続きあらゆる方面で検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

その他、質疑・意見については割愛させていただきました。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光交流推進特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） それでは、只今より、観光交流推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年9月9日午後1時30分より、第8回観光交流推進特別委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

今回は、前回に引き続き空き店舗の廃屋についてです。

まず、前回、廃屋ホテルの所有権と管理者についての質問に対し、執行部よりの答弁に、権利主体は存在するが、法的な売買とか積極的な行為ができない団体が所有している状況であり、法的な手続をとり、明け渡しの請求などといった方法論もあると思うが、一般民地について公がお金を投入することはいかがかという論点と、環境の保全と公的な役割の競合が非常に難しいですとの答弁があり、この中の法的ということを含め現状を整理した説明を求め、執行部より、今回の廃屋につきましては、現在美祢市が世界ジオパークに向けた取り組みを行っておりまして、今後進めていく中で、秋芳洞商店街並びに秋吉台上にあるホテル等の空き店舗が廃屋として存在しているということが、景観を著しく悪化させていること、また防犯上の問題から非常に当地のイメージダウンにもつながっているということ、また観光客の皆さんからも、どうにかならないのかというお話も伺っており、地元商店街並びに地元地域の皆様にも、問題提起を投げかけておりまして、毎月1回の意見交換の場で、今後の協議をこれまで以上に進めていく必要があると考えています。

法的な部分の問題ですが、建物と土地の所有者が別であるということ。建物所有については、二つの施設とも破産宣告により放棄しておりますが、法的な所有についてはもとの法人にあります。破産によりまして、土地の賃貸借契約は解除されたものとみなされ、清算は終わっていることから、債権者は今後の契約について無関係な立場にあるのではないかとということで、山口県信用保証協会等の担保権者につきましては、本来ならば交渉する必要が過程の中であるわけですが、今回の現状では必要はございません。

現状の建物を撤去しようとするれば、現在の土地所有者が撤去費用を負担することになるかと思いますが、現状では難しいのではないかと。かといって、市に土地の無償提供するという意思があるかどうかということも、問題の一つとなっております。市としましても、建物の撤去に相当の費用負担を生じますので、土地を購入した上での解体について、対外的に説明がつくかどうか非常に大きな問題と考えており、今後弁護士とよく詰めていく必要があると思います。

仮に、土地の取得を前提に建物の撤去を目的とした場合の方法といたしましては、

建物撤去明け渡しの請求事件として訴訟を行いまして、まず賃貸借契約の解除、それと終期を求める訴訟提起、それでその裁判が済んだあと、代替え執行の申し立てを行いまして、取り壊し執行という形で裁判所の指揮のもと、手続を踏んでいく形になります。そういった手続を踏んだ中で、撤去の費用については、所有者の負担ということになります。市が、無償なり有償なりで土地を取得した場合においても、解体の費用については当然のことながら、市が費用負担をするという形になるうかと思えます。

現行の国の助成について、個人の家屋については2分の1相当の補助等がありますが、収益的な性格を有しているものについて、現行では公的補助は難しいと思えますので、全額市が負担する形の撤去になるうかと思えます。

今後、このような点について細かく整理したうえで、今後の対応について協議をしまいたいと考えています、との説明がありました。

その後の質問と答弁について報告いたします。

委員より、前回の委員会より2ヶ月以上経過しているが、前に進んでいないような気がするが、ジオパークと廃屋との関係の説明をとの意見に、執行部より、この案件は、御承知のとおり簡単に解決する問題であれば、これまで法手的なものも協議の中で進んでいた問題であろうかと思えますが、民間の方、地域の問題も含めいろいろな問題があり、整理をしながら進んでいかないと、解消していくことがなかなか難しい問題であることだけは理解していただきたいと思っています。廃屋があるからといって、ジオパークに認定されないとは言い切れませんが、全く影響がないということも言えませんかとの答弁がありました。

次に、委員より、廃屋のホテルの管理が、誰でも入れるような状況にあり、中に入れないような対処をしておかないと、問題が生じたときに秋吉台のイメージダウンにつながる恐れを持っているが対応はとの質問に、執行部より、管理上の問題につきましても、十分に認識しております。そこらあたりにつきましても、今月中に弁護士さんと相談をする予定にしております。国定公園内の民地における建造物ということで、こういったところで行政が管理上の責任をとれるかということも含め、専門家の方と相談をし、こういった形がとれるかを、やっていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、景観問題、防犯対策を含め、地元の方々やボランティア等でパ

トロールをしながら情報交換をし、対応できるものは対応していくような取り組みが必要なのではないかとの意見に対し、執行部より、商店街とか行政だけの問題ではないと思います。各種団体を含めみんなで取り組むことが、ジオパーク誘致につながっていくのではないかと考えており、これらを模索しながら組織づくりをやっていかなければと思っています。地域をどういった形で市民が盛り上げていくかというのも、採択の要件の一つと認識しておりますので、それらも含め今後、総合観光部、総合政策部と協議をし、検討させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

最後に、委員より、法的な手段でどういう対応ができるのかということを目標に弁護士さんと協議されて、市として何ができるのか具体的に示してもらえると議論がもっと先に進むのではないかと思います。そのあたりを視点に、観光立市を目指している美祢市の将来に向け、行政として何ができるのかという論点をまとめ上げることができると思います。専門家とよく議論をされて、何らかの市の方向を見出していきたいと思いますとの意見に、副市長より、行政として何ができるのか、どういった方法でできるのか、法的な専門家に相談する必要があると思います。その後、委員会に報告させていただきますとの答弁がありました。

その他の質問、意見については割愛させていただきます。

その他の中で、7月1日に市長に提出しました美祢市ガイドブックの進捗状況について執行部より、委員会よりいただいたガイドブックは26ページにわたっております。イベントの日程から始まり、各施設等が網羅されている形になっております。これを国体までに編集をして発行するには、チェック等もありますので、今、当方で一番抜けていたもので、歴史めぐりとかいろいろルート設定がされていますものを重点的に編集を重ね、国体までに、今月末までにその部分について発行する予定で現在進めております。国体という大きな集客期間に、国体用として発行したいと考えています。置く場所は、道の駅、山陽道、中国道、九州道のサービスエリア、近隣のコンビニエンスストア等、現在パンフレットを置いている場所すべてに配布しようと考えていますとの説明がありました。

次に委員より、世界ジオパークに認定されるということは、今から大変だろうと思っております。市民全員が知っていただくように、市内の企業に協力していただけるように、商工会等美祢市すべての組織がジオパーク認定に向かっていくように、

環境、教育、文化とかが一緒に融合されて、ジオパークに認定されるような努力をしていくことが必要ではないかと思っておりますとの意見があり、執行部より、ジオパークへの取り組みとして、今年度末ぐらいに、全市民を対象としたジオパークに関するシンポジウムの開催を予定しております。そして、推進協議会を設立するために、いろいろな団体に御協力をお願いしますけど、その関係団体を対象としたおもてなしセミナーというようなものも予定しておりますとの報告がありました。

今回は、廃屋について、専門家と協議された意見等の報告を受け、議論していくこととし、本委員会を閉じました。

以上で、観光交流推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第3号平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第4号平成22年度美祢市公共下水道事業会計余剰金の処分についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号美祢市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） この条例制定については、私が所管する総務企業委員会で審議いたしました。特別その時点では意見を深く述べてはいないんですが、その後マスコミ報道で知ったことで、あえて意見をつけ加えさせていただきたいと思いません。

これ、委員会の終わった後だったんですが、9月16日付の日経新聞です。日経が、全国の837の自治体の総務、人事それぞれの担当のところにアンケートを実施してるんです。その中で、ふと気になったのが、暴力団の要求に応じた。しかし数からすれば相当減っていると。しかし応じた自治体の中で、生活保護等の公的給付の支給というのが約18%、2割近くあるんです。本来、今度の県も含めてなんですが、条例を、今までは一般的に公共事業、土木建築業を中心としたところにウエートが置かれていたんですが、組織暴力団が介入するのにはです。ところが、ここ近年、生活保護等の支給等ということは、広域暴力団指定、組織的に指定されている暴力団の構成員が、強いて言えば、やっぱりこの不景気ですから、暴力団の組織もやっぱりみかじめ料というか、経営がなかなか厳しいんだろーと思えます。そうした中で、組織構成員が、生活保護の申請をするということが非常にふえているということが、いろんな形でマスコミ等も報道していたんですが、こういう形で調査をしたの、恐らく日経が、生活保護等の公的給付の支給にかなり広域に暴力団が参入していると。暴力団といえば、組織暴力団も含めてなんですが、市役所の庁内、庁舎外を含めて、一般的に恫喝をすると、職員に対して恫喝をする。そして、いろんな形でおどすかしに限らず、資料の請求をしたり、個人情報を含む法に適してではなく、情報開示を求めてとか、ルールにのっとってではなく、威圧的、強圧的に何かをねだるという行為は、非常に日常的に起こり得ることだとして受けとめる

ことが必要だろうと思います。

特にここで指摘されているように、生活保護等の公的給付というあからさまに、それをやっぱり自治体が実際にあったと答えているわけですから、そういう点も含めて美祢市も、特に議員である私たちも含めて、今後注意していくことが必要なのではないかという意見を添えて、賛成意見とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号度美祢市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） この10号の、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでありますけれども、これは教育民生委員会で、質疑しっかりとされてきたと思っております。このたびの東日本大震災における津波等で亡くなった方に対して、通常祖父母等支給はされていたわけでありまして、今の生活のあり方に対しては、兄弟姉妹までも生活を一にしておる方に対しては、もし片方が亡くなれば500万円の弔慰金ということで、明確に教育民生委員会ではありません。

そういったことで、今、本当に今回、東日本における対応が冷たい、心がない、遅いとか、そういったことをいろいろ言われているわけでありまして、今回はそういった面においては、議員立法28件立ち上がったうちの中であって、その一つとして心のある対応ではなかったか、そのように思っております。それが市にとっても、今回、ゲリラ豪雨で被災されなくなった方に、兄弟姉妹までもきちっとあてがっていただくことで、心ある対応、市の条例として立ち上げておられるということは、本当に、非常に大切なことであると思っております。

いろいろ条例を立ち上げて、国から議員立法にぱーっと来て、条例で立ち上がってくる場合、市にそれをあてがっていく場合、往々にして市に関係ないことであるから、これは例えば5項目あるうち、1、2、3、4、これは市に関係する。5番目は、市に関係ないから、これは外しておこうという形で、外れている場合もあるんじゃないかと思っております。だけど、いろいろ想定外のことも、今後起こってきたりしまして、その五つまできちっと入れておいたほうが、本当にいい場合もあります。

それで、今後、国からの議員立法、これを市に、条例等当てはめる場合には、できる限り、市にそぐわない場合もあったとしても、それを入れておいたほうが、今後美祢市にとっても大切な部分になってくるのが往々にしてあると思いますので、

どうかその辺も踏まえながら、しっかりと条例の入れ込みをしていただきたいなと  
いうことで、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で  
あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ  
れました。

日程第11、議案第11号美祢市の地域医療を支え育てる条例の制定についてを  
議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で  
あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ  
れました。

日程第12、議案第12号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正  
についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で  
あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第13、議案第13号美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 美祢市秋吉台リフレッシュパーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日本共産党は反対であるという立場で意見を述べたいと思います。

まず、このリフレッシュパーク施設及び設置に関する条例で、家族旅行村並びに関連施設を一体化する。その理由に、外部監査報告書という報告書に基づいてということで取り上げられています。この外部監査報告書を、2年前か3年前、予算化するときに意見を私は述べているはずなんです。外部監査というものの性格が、美祢市には監査委員を、外部監査も含めて監査事務局を設置し、監査の体制はきちんととれておると。それをあえて、国が予算をつけちゃるっていうんですから、それはそれでと。

しかし、あえて外部から監査をする必要性、そこが非常にあいまいだという意見を述べているんですが、結果として、この監査報告書に基づいてと。しかしながら、この外部監査報告書を何度読み直しても、先ほどの建設観光委員会の委員長報告にもやっぱりその点があったんですが、コストの削減、それから効率の追求と。このみに縛られているんです、外部監査の報告は。そうした点からいくなれば、本来家族旅行村であれ、リフレッシュパークにしる、市の観光事業にかかわる関連施設、それをいけば美祢の於福の道の駅もそうなんですが、これももともと情報発信を目的とするということですから、当然投資した何億円の初期投資とそれからかかるランニングコスト、ここにやっぱり民間ベースでいやあ、ペイする仕組みがもともとないんです。そうした点からいくなれば、美東の道の駅もそうなんですが、その当時つくった目的は、当然、収益を上げる、利益を上げる、儲けるということとはできないことは明らかな。そうした点にこの外部監査報告書は、プラスアルファの観光事業としての果たしている役割、それからその町、地域をアピールしている果たす役割、そうした点が抜けて、あくまでも収益、効率、利益、この点を強調してることに、一つは、私は外部監査制度そのものに問題点を、このたびの報告書を見て、改めて感じるわけです。

日本共産党は、当然、その地方自治体です。地方自治体は、地方自治法に基づいて美祢市というものがきちんとつくられ、しかも議会が、チェックアンドバランスという機能を果たしながら活動しているわけです。そこに、国の、たとえ予算であろうが、国の権限をもって入って、それを一方的に何らかの形で答申するのが向こうの仕事ですから、その中身が、そのものがというよりも、その制度そのものに問題があるのではないかという意見を、日本共産党は持っています。

日本共産党は、そういう立場で地方自治を守っていくといった点では、議会のチェック機能としての果たす役割、また美祢市独自で独立した形で、監査権を持って日常的に監査活動を続けている、また事務局も含めてですね、そうしたところとの調整も含めて、外部監査は全くしていないんです。そういうことで、一方的な形で、調査内容が正しいとか、間違ってるとかを言ってるのではない。そういう国の、当時、制度的な、当時のこれを手がけたのは、恐らく自民党政権なんです、そうした地方自治に介入する。一つは広域合併を無理やり押し進めようとするやり方もそうなんです、地方自治体に介入する。それも、しかも県を通じ有無を言わず、市長を服従させる。市長は当然おれは違うと言いたいだろうと思うんですが、結果的にそういう、国が地方を統括して押さえるという税制度の仕組みを、地方交付税の税制度の仕組みなどもそれに関連してくるんですが、そのますます拡大していく一つの要因になる可能性があるということで、地方自治、美祢市を守る立場を日本共産党は最も大事にいたしますので、そうした点で、日本共産党は、この条例改正に反対をしますという意見を添えて終わります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか。河本議員。

10番（河本芳久君） 私も、この条例改正には反対でございます。理由は2点ほどございます。

今、南口議員も申されたように、もっと本質論について、両施設のあり方について、いわゆるリフレッシュパークとか家族旅行村設置目的、その後の変遷、今後の方向性、こういうものを十分論議なくして、指定管理に移行する条例には納得がいきませんので、反対いたします。

第2の理由は、指定管理されるこの施設は、もう耐用年数、20年以上たっており、そして今後更新するための設備投資も必要であろうと。ましてや家族旅行村

と類似していると。この二つの施設のありようを十分論議しながら、本地域の観光振興にとってどうするのがベターなのか、こういったことも論議、特に財政面における収支のバランス、これからの投資しなくてはならないコスト、そういったものも何ら提示されなくて、指定管理に移行する条例改正には反対いたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） 先般の説明で、家族旅行村とリフレッシュパークを一緒にして指定管理するとの説明がありました。よって、私は反対の立場で発言をいたします。

このリフレッシュパークは、美東町赤郷地区のシンボリックなものです。さらに、地域の方々の雇用、仕事面でも大きく役立っていると思います。家族旅行村とリフレッシュパーク、この2箇所で六つの大きな施設を比較してみますと、オートキャンプ場、ログハウス等は両方にあります。しかし、このログハウス等は、古くなって利用客も減少し、今後は修理も大変で、お金、予算等も多くかかり、管理も大変だと思います。次に、テニスコート、体育館は、家族旅行村にしかありません。さらに、トロン温泉とグラウンドゴルフ場は、リフレッシュパークしかありません。以上六つの大きな施設を比較してみますと、このように大きな違いがあります。従って、二つを一緒にして指定管理制度による管理を委託するのは大変無理があります。よって、私はこの条例制定に反対します。

それともう一つ、先般の常任委員会で、追加説明がありました。グラウンドゴルフ場の1コースを追加造成したいと。こういうふうなお話がありまして、グラウンドゴルフ場は既に大正洞にもありまして、十分だと思います。さらに、9月には、萩市がオープン、開場をしております。旅行客の好み、流行は変わるもので、いつお客様の需要が減るとも限りません。市民の皆さんの大事な税金、入洞料等を無駄に使いたくありません。

以上の理由で、反対をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） まず、議長の議会運営についてお尋ねをしたいと思うんです。

討論は、今、3人の方が反対討論されました。討論の仕方は、反対、賛成どちら

でも、交互にするというのがルールじゃなかろうかと思っています。

議長（秋山哲朗君） そのとおりだと思います。ただ、どういう意見を出されるか、ちょっとわからないもので。

24番（竹岡昌治君） じゃあ、自由でええちゆうことですね。

議長（秋山哲朗君） いや、自由でええとは言いませんけども。

24番（竹岡昌治君） だから、反対討論が出たんですから、挙手されて指名されるときに、反対討論ですか、賛成討論ですかと聞くのがルールだと思いますが、その点はいかがですか。

議長（秋山哲朗君） そのようにしましょう。賛成討論ですか、竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 済いません。まず、討論の仕方から入りまして申しわけないんですが。まず、南口議員の外部監査制度についての制度上の問題で反対だとおっしゃったんですが、残念ながら、執行部がこの討論だけは反論ができません。これは議員間で討論するという時間でございますので。一応、私も皆さんから推挙いただいて監査委員ということですので、この外部監査についても、一応熟知しております。

まず、皆さん方御承知のように、夕張市が財政破綻を起こしまして、そのときに地方財政の健全化法というものが出ました。本日、最後に提案されるだろうと思うんです。健全化法に基づいた指標の報告があらうと思います。残念ながら、美祢市は観光会計が15億6,100万ですか、当時赤字を持っておりました。従って、県下で3市ほど外部監査の、法律上です、健全化法という法律に基づいて、外部監査を受けなくちゃいけないという市が三つあったわけです。全国的には、一番多いのは、市場運営です。いわゆる農産物出荷をして、農業の手助けをする市場運営が、相当、破綻をきたしているということで、非常に市場運営の破綻が多かった。あるいは鉄道局って言いますか、バス等がこれがまた多かったです。観光がなったというのは珍しいんですが、美祢市の場合、観光事業が直営という形でやっております。これ、私も大賛成なんです。自治体が収益事業することによって、その収益は基準財政収入額には参入されない。従って、言いかえれば地方交付税には増減がないということです、幾ら稼いでも。言い方は悪いですが、わかりやすく言えばそういうことです。幾ら稼いでも地方交付税が減らないというのがこの収入でございますが、これを健全化するということは非常に大切なことだと、私は思います。そう

した健全化法に基づいて、外部監査を受けなくちゃならないという羽目になったのは仕方ありません。これは、秋芳町時代からの引き継ぎでございますから、やむを得ませんが。

それで、一応我々の監査委員にも、代表監査を含めて説明もあり、意見交換もやらしていただきました。その結果、謙虚に受けとめてやった事業でございますが、南口議員にお尋ねをいたします。それを、その健全化法を否定されるのかどうか、それから議論入らないと議論できないと思うんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 健全化法案を否定されるのかといえば、日本共産党は否定します。それは何かといえば、健全化法の中には、そもそもなぜそういう地方自治体が財政破綻に至るのかということについては深く議論をなされないまま、あたかも、例えば先ほど夕張市の話が出てきました。あたかも、夕張市の市民と夕張市の市の職員と、当時の執行部に責任があるかのごとく、そういう地方自治体が財政を破綻するということを、地方自治体に住んでる人たち、その役場、そのリーダーにすべて責任を押しつけて、新しく二度とそのようなことが起きないようにという処置をとったのがこの健全化法なんです。

日本共産党が最も強調したいのは、夕張市があれだけの公共事業等いろいろやってきたんですが、そのほとんどが国の交付金、補助金絡みの事業なんです。ですから、山口県や美祢市の話をするわけではないですが、例えば、これは20年前の話なんです。美祢の来福台のニュータウンの団地計画、それと併せたごとく、宇部興産の社宅の土地の、ペンペン草が生えてどうしようもならない土地を、20億も出して地域整備公団が買うという形をとりながら、美祢市も十何億投資をして工業団地をつくったんです。バラ色のような絵を描いた。ところがつじつまが合わんようになって、とうとう持ってきたのが刑務所なんです。それから西厚保のインターチェンジも、これもいろんな形をとりながら、やっぱり地方に負担をさせるという当時の国幹審という国の考え方で、地方自治体に金を出させながら、県も出して、後始末は最終的に県が補助してますけど。そういう形で、いろんな形の公共事業を国のレベルで決めておきながら、国のレベルのゼネコンを地方に押しつけて、その上やった赤字のツケを、いかにも市民や市の職員や市長の、当時のリーダーの

すべての責任なんだという形で処理をしてきたのが、今の地方行革であり、合併の推進であり、それから地方の財政を立て直すんだという大義名分で、国がどんどん地方自治体に介入をすると。そのツケを市町村が背負うという、このような仕組みに、そもそもなぜそこに触れないまま、それこそ対症療法のような形をとって、結果的には国民、市民に負担をかけるというやり方に反対しているんだということを、日本共産党の立場を御理解をいただいた上で、日本共産党の見解に同調する議員がたくさんふえてくることを、私は望んでいます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 共産党産の主張に同意をされる議員がということですから、私は同意をいたしません。賛成という声もありましたが。

そもそも健全化法で、美祢市が指摘されたのは、資金不足比率なんです。ほかのものが悪いというイメージがあったら、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、資金不足比率、将来負担比率もあるわけですが、観光会計の場合は資金不足比率。これが、実は、今持っているのは21年度の、たまたまここに持ってますが、資金不足比率は、健全化法でいう基準は20%なのに、美祢市は135%。いわゆる6倍以上の資金不足比率が悪化しているのは事実なんです。やっぱこの事実は、法が認められようと、私は謙虚に受けとめていかなくちゃいけない数字だと思うんです。

そこで、リフレッシュパークを指定管理者制度にするということは、この外部監査の中で、公認会計士が、CVP分析、CVP分析っていったら、コストと収益、利益、これを損益分岐点方式と言ったほうがわかりやすいと思うんです。損益分岐点方式で分析をする手法を使ってやってるわけです。その中で、いわゆる大正洞、景清洞、こういうものも含めて、洞会計を健全化しよう。これは当然のことだと思うんです、法がどうあれ。

それからもう一つは、リフレッシュパーク、養鱒場含めて、外部監査では指定管理者制度とってみると、まず。そして、単年度黒字が数年たっても出ないならば、廃止も検討しろと。こういうことなんです。

皆さん、いかがですか。景清洞、昨年の落ち込み率、いわゆる観光の利用者の落ち込み率、これは洞は10%程度落ちたのは事実です。資料があればもうちょっと

詳しく説明できるんですが、10%ちょっとぐらい落ち込んでおります。そうした中で、大正洞が20%以上落ち込んでます。詳しい数字が今見つかりませんから、議論の中でわかれば説明をします。そして、景清洞も10%台、なぜ大正洞と景清洞があれだけ違うのかということ、私は大正洞のほうがエコミュージアムがあって、それは洞窟がどういうふう、生い立ちまで勉強できるような施設があり、駐車場があり、しかも道路に面している。こんな地の利を得ながら、大正洞のほうがぐっと落ち込みがひどい。そして景清洞のほうが少ない、落ち込みが。これは何だろうか、やっぱりリフレッシュパークのおかげだろうと思うんです。だめなら、私は、これは廃止したほうが良いと思うんです。条例改正よりは、もうリフレッシュパークを廃止するというほうが、コスト削減を考えるならばゼロで済むと。しかしながら、サファリを含めて大正洞、景清洞を含めて、あそこはピンポイントになると思うんです。そうした施設を今日までやってみて黒字にならない。だから指定管理者制度でやって、民のアイデアも使いながらやっていこうというアイデアなんです。

健全化計画においても、数年後には黒字にしたい。あるいは指定管理者にして、外部監査も言ってるのは3年と書いてあります。3年間でできなかつたら廃止しろと書いてあるんです。健全化計画でも、やりましようとして書いてあるんです。そうしたものをこれまでずっと容認してきながら、なぜ今日になって、感情的な言い方なら失礼ですが、言い方で反対されるのか、私もう理解できません。それならば、外部監査受けたときからやられたらいいじゃないですか、議論。今、持って、皆さん、おられないから、恐らくわからないと思います。

大正洞、景清洞、秋吉台のリフレッシュパーク、これらも含めて管理体制のさらなる改善によるコスト削減、当然だと思います。ただし、同一の指定管理者の下、一体的に当該制度を導入して、管理コスト削減していくという施策が考えられると。こういうふうに指摘をされております。それでもだめなら廃止しろと、こういうことです。リフレッシュパークだめと思うてなら廃止されたらどうですか。あそこへペンペン草生えたら、景清洞も行き手はないと思いますよ。

私は、コスト削減を言うならば、廃止したほうが良いと思います。それはできないと思います。なぜかしたら、市長は観光立市、交流拠点都市を目指しておるわけなんです。そうしますと、いいですか、観光会計、いわゆる洞会計、美祢市が直営して

いる会計の健全化もさることながら、もう一本柱があるはずで、総合観光という観光振興をしなくちゃいけないという。この辺はどうお考えなのか、南口議員にお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 確かに外部監査が、この議会で上程をされたときに、財政比率が、簡単に言やあ、美祢市の収入と支出の財政が黄信号を示していると。これがそのまま放たっておけば赤信号になると。かつての夕張市のようになるという議論を、3年前ここでしたのを覚えてます。

そのときに、当然、当時もそうなんですが、今回も竹岡議員が財政比率の問題を持ち出した。ところが、今、竹岡議員が述べられた意見を私が初めて耳にしたのは、たしか平成16年か17年の山口新聞か何かだったと思います。合併協議会で議論がなされて最も心配なのは、美祢市の財政は、当時約30億近い貯金があった。ところが、秋芳町を中心に15億からの赤字がある。これが合併をすれば、財政比率のバランスが崩れて、黄信号から赤信号に転落する可能性がある。だから合併に反対なんだと言いつつ、合併協は解散した経過があるんです。そのときに、恐らく山口新聞か何か取材をして、報道した内容の意見を、今再び述べられているんだなど。

感情的にって言われるけど、私は、竹岡議員が、そもそも本来の立場からするならば、この議案のそのものに立ち返り、国の外部監査制度のときに、実際に外部監査が何を答申してどうあったかというのは、これは受けてみなければ結果としてわからなかったんです。それで、初めてそれを根拠に、今度、この施設の統合を実施すると、条例化するという形で見えてきた。

ところが、今、既に美祢市は黄信号からかなり苦勞をしながら、青い信号を目指して頑張っているんです。そのところを、今、かつての、16年、17年ってよく考えてみたら、私、15年で一旦市会議員をおりて、それで敗者復活戦の18年で戻ってきたので、議員じゃなかったから正確にはよう覚えてません。ただしその間、合併協議会等で、相当議論された内容が、今の竹岡議員の説明ではないかと思えます。そういった点で、当然、当時から予測をされ、しかも市長が観光立市を目指す、交流拠点都市づくりだということで、秋吉台それから秋芳洞の入り口を中心にしながら、さらに美祢市全体をいかにアピールしていくかという意欲は、当然感じ

られるわけです。

しかしながら、私が、もともと問題点があり議論すべきじゃないかというのは、美祢市が独自に考え、美祢市が独自に知恵を出して取り組もうというものと、国や県の押しつけ、しかもゼネコンが大型開発を目当てにやったきた事業のツケの後始末を、安易に経費削減やリストラだということの処理の仕方が、安易に物事行われるべきではないと。しっかりした議論が必要なのではないかということ、日本共産党としてきちんとした見解を意思表示しておきたいという点でいけば、竹岡議員が今一生懸命組み立てられた論理には、多少みずからの論理に酔った上に矛盾を感じるのではないかと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 確かに合併時に、私も財政計画立てる責任者としてやったのは記憶しております。そのときの問題点、持論、変わってないのは事実でございますが。ならば、ちょっと現在の事実に基づいて申し上げたいと思います。

去年の観光利用者と、去年じゃなくておとしになりますか。いわゆる21年度の利用者と22年度の各施設の利用者を比較しますと、秋芳洞が前年対比6万7,268人、約6万7,000減ってるわけです。100から下は、割愛させていただきます。そうしますと、前年対比10.58、先ほど10%ぐらいだろうと言ったんですが10.58%減ってるんです。これは、最高のときは198万ぐらい来てたんです。その時代からすると、現在は28.7%、いわゆる71%、70%も落ちてます、観光客が。その中で、大正洞は去年と比較しましたら3,870人減ってるんです。これは21.42%の落ち率、非常に高いんです、落ち率。そして、ピーク時と比較しますと、実に86.3%も落ちてる。わずかに、ピークのときから比べたら、1割ちょっとしか今、来てないというのが現状なんです。それから、景清洞は前年対比2,949です。これは12.53です。洞とほぼちょっとぐらい多いと。しかしながら、ピークの落ち率からしますと、リフレッシュパークは、現在42.5%ですから、57%しか落ちてないんです、非常に落ち込みが少ない。それから、景清洞は70.1%ですから、ほぼ秋芳洞と比例してるんです。

こうした状態の中で、私はものを申し上げたいというふうに思ってるんです。せっかく健全化法に基づいて、いろんな指摘を受けているわけです。それを、外部監

査も無制限にやれと言ってるんじゃないです。とりあえず3年間、指定管理者制度を早く導入して、一体的な経営をさせてみて、それでもだめなら廃止しろと、こうなんです。ペンペン草生えさせてもいいよと、こう言ってるわけです。

しかしながら、私がさっき申し上げたのは、これをもとに健全化計画、経営の健全計画、それから観光振興計画、この2本を我々は議会で承認してきたわけです、ずっと。にもかかわらず、こういう問題が議員間で起きるちゅうのは不可解だなと、私は思っております。まず、市長が観光事業を健全化しようと。いわゆる昔から、お茶を飲みたけりゃ湯が沸くまで待てという話があります。まず黒字を出してみようということならば、私は少なくとも何かをして変えてみないと。今までだめだから何とかしようとしてるわけでしょ。そのことについて、私は基本的には賛成とこういうふうに思っておりますが、南口議員、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 竹岡議員らしくないですね。健全化計画なり、国の政策なんです。国の政策にのっとって、美祢市は炭鉱の閉山から含めて、何十年って振り回されてきた。結果として、その衰退を市民のツケで、市民が何とかしなければならぬというところに追い込まれてきたと。その上、目の前に秋芳町と美東町との合併とは何かと言うて、私は合併に反対意見をここでかなり時間をかけてやったんです。それで、合併をせざるを得なければ、その条件として、どうしても必要な資源として残るものがあるなら、それが秋芳洞なりカルストであるならば、それは残すことが必要であろうと。しかしながら、隣接する家族旅行村、リフレッシュパークも含めて、当時はリフレッシュパークって呼んでなかったんですね。美東のトロン温泉等で、不採算部門は、合併する前にきっちり整理をしてから合併をするべきだという意見を、私はここで堂々と述べた記憶がありますので、それは当然平成18年、19年だったと思います。議事録を調べて見ていただければわかると思うんです。その当時から私が意見を述べていたのは、国や県の言いなりになって、結果的に何が残ったんかと。景気よかったころは、みんなでよかったよかったで済むが、残ったツケは市民や市の職員が一生懸命何とかしなければならぬと、こういう実態は全く変わらんと。その上、なおかつ国のと。

しかし、美祢市の財政が健全であるかどうか、当時、私は合併をする前に、市の職員、当時の助役も含めてなんですが、非常に財政の精通している職員に何度も聞

きました。そうすると、美祢市は昭和29年の赤字再建団体になって以来、一貫した財政計画を持って、しかもわずかながらでも、当時の29年当時に赤字再建団体になったときの市の職員などの意見は、それこそつめに火をともしようかという思いで少しずつ貯金をして、それを運転資金で使って、また戻したときには少し貯金がふえておると。それを少なくとも三十何年間やってきたと。少なくとも合併時の美祢市は、どことも合併をすることは必要なく、健全な財政運営で、将来的にもやっていける自信があると。こういう意見が、合併前では執行部からどっどっはね返ってきていたんです。

ところが、あえてそれを合併を直前にした議論の中で、洞会計を中心とした赤字の話がされたときに、当然、今の竹岡議員と同じ立場で、少なくとも整理できる部分は整理をした上で合併を進めなければ、あとあと禍根を残して、合併した後に、やれ秋芳町の町民が悪い、美東町の町民が無駄遣いしたんだという話を、下策な話をここでしても仕方がないじゃないかということに、将来的になり得るということを私は述べて、合併反対という立場を貫きさせていただきました。

その上で、もとの戻りますが、私が言っているのは、このたびの条例の中身を一々詮索してどうこうではない。国の押しつけ的なものの考え方、それで出た答申、だからどうこうというやり方については、もう飽き飽き、辟易してるんです。そういうものに振り回されていくという地方自治体は、将来的に必ず破綻するということをもう一度強調して、日本共産党の立場に御理解を願いたいと。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 最後にしたいと思います。南口議員も、えらい頑張ってるけど。前座が長過ぎて何を言われるかわかりませんが。

私は、先ほど申し上げましたように、市長が観光立市、交流拠点都市目指して、しかもジオパークを目指してるわけです、認定を、登録を。これ、いつかも申し上げたと思います。世界遺産は、単なる保護だけです。ジオパークは、保護プラス活用なんです。ですから私は、やはり保護プラス活用を目指すならば、いろんな手だてを講じながら、やっぱり取り組むべきだと、このように思っております。

南口議員の、合併当時からの反対論旨については、これは、もう今ここでお互いが争ったって仕方がないことです、実際にもう合併したわけでありますから。まし

てや、美東、秋芳がえかった悪かったとか、そんな議論をするつもりは全くございません。その辺は、南口議員もちょっと抑えていただいて。

やはり、私はここだけはちょっと違うんです。夕張市がああなったのは、南口議員は、公共事業を含めてとおっしゃったんですが、実は夕張市は産炭地域、美祢市と一緒になんです。あそこは美祢市と違って、地下1,000メートルのところまで掘っていかないといけないというような土地なんです。その下で、炭じん爆発を起こしたり、いろんな事故を起こして閉山に追い込まれてきた。当然燃料革命もあるんですが、閉山に押し込まれてきた。従って、市挙げての基幹産業が観光産業だったんです。いいですか、基幹産業が観光事業だったんです。従って、その破綻によって、ああいう状態が来たというのが現状でございます。その辺は理解していただきと思いますし、私も行って見て痛切に感じました。どんなに疲弊してるんかというのも見てきました。大変な町になったなあというふうに思ってます。ただし、町のあちこちには、かつての産炭地域の華やかな時代の面影も残ってる町ではありませんでした。

そうした関係で、観光振興計画か観光健全化計画かどっちかに、基幹産業である観光事業、不採算施設の経営改善を図りつつ、公営企業として事業を継続せえと、こう書いてありました。当然、健全化法に基づいたら、美祢市は公営企業会計は病院と下水道、水道、これしかありません。しかしながら、この観光会計は、法的には非法適用という企業会計という考え方です。従って、読んでみられたらわかります。歳入歳出という言葉は決算書以外には使ってません。営業収益、営業費用という言葉が使われております。いわゆる企業会計に準じてものを考えなさいと、こういうことになってると思います。

従って、前座はいいとしまして、私は、そうした健全化計画、それから振興計画を容認してきた立場から、賛成の意見を申し上げて終わりとします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。岡山議員が先でしたので、岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、先ほど来より財政健全化指数とか、そういったことがいろいろ議論されておりますけれども、ちょっとマクロ的な面とミクロ的な面、そういった視点で、ちょっと見ていきたいとは思っています。

財政健全化、これ今、観光事業関係についていろいろやっておりますけれども、夕張の破綻については、皆さん御承知のように、結局的には、私は首長の考え方一つで、本当に財政が破綻していってしまう。そのかじ取りというのが、私は非常に大きいものがあると見てます。夕張なんかも、ロボット館とか、もう数百億円とかいろんな面で無駄金を、交付金事業といっても、首長がそういったことに参入していかなければ、別に交付金を当てにすることもないし、そういった無駄な建物を建てていく必要もないと。財政が厳しくなることもないわけです。そういった面で美祿市も、私は見ても、村田市長が、いろんな面で建物を観光のために建設をどんどんしてるかどうか、してないじゃないですか。私、これ、どんどんしよったら、もうはっきり言うてくそ文句いいますよ。もう、そりゃそうですよ。それすりゃあ、財政厳しい数値が出るちゅうのはわかってます。ちゅうても、今、曲がりなりに、黄から青に向かって精いっぱい努力いこう、そういう姿勢見られます。

今回は、この外部監査で、観光事業、特別会計、外部監査入ったですけれども、数百万かけても外部監査を受けていかなければならなかったわけでありましてけれども、市長、これ、簡単に言うと、もうそれに合わせてやめるちゅうたら早いことです。だけど、それを何とか秋芳洞の周りの観光も維持していくためには、やっぱり大事なことだと。それでこういった周りの家族旅行村とか、そういったものを二つを維持して、何とか維持していこうと。そういったところで、収支の面、また雇用の面でも何とか努力して廃止すまあと。そこまで私は考えながら、ちゃんとそういった対応してるなど。

私は市長の同級生でも何もありませんよ。基本的には、中立に美祿市の市民の目線、感覚で、視点で、そういった対応を、私は常にしていくことが大事と思っていますし、そういう面で、今回のこういったことに関しては、そういったことを総合的に考えてみれば、やむを得ず一つこうした方向でやらないと、ベストじゃないけれども、ベターという形でやらなくちゃ、市の苦しい状況もあると思いますけれども、そういったことで、いろいろ論議せにゃならんことたくさんあるけれど、一応賛成という形でやらしてもらいます。（笑声）

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山本議員。

15番（山本昌二君） 済いません。一部改正する条例の中の第4条、これまで

4条から6条までを次のように改めるということで、いろいろ事業、管理、指定管理者が行う業務が、いろいろ新しい条項もできておりますが、私はその中の第4条、5項目っていいですか、5の条文があります。温泉を活用した保養及び健康増進に関すること。それから交流、レクリエーション等に使用する施設の提供及び活用に関すること。地域、食材等を活用した郷土料理を供する場の提供に関すること。そして観光宣伝または地域情報の発信に関すること。この4項目にぜひ力を入れていただいて、すばらしい成果を上げていただけたらというふうに思って、それを信じております。新しい観光部長さんも頑張っておられますし、市の職員さんも頑張っておられます。私は信じております。ぜひそういう事業の目的を達成されるということを感じての賛成意見とさせていただきます。

議長さん、以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見、反対の御意見ございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） マイクに入っていないかも知れませんが、最初反対が随分出ました、討論。今、賛成がずっと続いておりますが、反対ではありません。賛成の立場で意見を申し上げたいというふうに思います。

いろいろ言わんとされることは、市の将来を憂いてっていいですか、心配してってということで無視することはできないというふうに思うんですが、一つ国の補助事業であるとか、施策的なものを押しつけられてっていうふうな、その末路が夕張であったり、財政破綻を来すような状況になるんだというふうな意見が実はございました。でも、私は違うと思うんです。国が幾ら施策的に補助事業を用意しても、それに乗るか乗らないか、やるかやらんかは、やはりその市その自治体を選ぶべき。バブルの崩壊当時に、1億創生の事業がございました。ソフト事業をやる。最初予算がつかましたんで、何ぼ考えてもハード事業ができないじゃないかっていうことで、例の交付税と同じような割合、7割ぐらいだったですか、地方債っていうのがつかました。これで、やれやれっていうので、かなり全国の自治体、それぞれ財政が悪化をしてきたはずなんです。その後、多くの市町村が号令一下、合併をしたちゅうことです。責任は、やはり国の施策のよしあしはあるでしょうけど、責任はやはり首長さんだろうと、あるいは議会だろうと、これに尽きるんだろうというふうに思いますから、責任の転嫁はしてもしようがないというふうに思います。嫌なら取り組まない。

その中で、例えば平成20年の3月に私たちも合併しました。何じゃかんじゃ言われます。秋芳町出身としては、耳が痛い。でも、しょうがないんですよ。財政悪いものは悪い。そして、当時こういう話がありました。一般会計だけいいんであれば、特別会計に多少赤字があっても、県は見て見ぬふりしてるわけですから、いいじゃない。もう堂々たるもの。私はそういうふうな議論にはくみしません。やはり今の、何て言いますか、財政の指標、健全化の、こういうふうな、やはり結局は市民の財布って一つなんです。市長が抱えておられる特別会計であろうと、何であろうと一つなんです。やはり連結で考えないといけません。

そういう中で、もしリフレッシュパーク、今、そして家族旅行村、一緒になるかならないかは、今までの議論の中にもありますけれども、一緒にやろうかというような話で、いいとか悪いとかって出るんでしょうけれども、合併前につくられた施設です。もし合併後に、これ両方つくるかっていうふうな議論を我々が仮にしたなら、恐らく同じようなものを二つは作りません。けども、合併前にそれぞれの市町村が良かれと思ってつくったものを、市長は引き継いでおられるわけです。だから観光立市、交流拠点都市を目指して、何とか財政の健全化を図りながら、地域の振興を図ろうとされる市長の思いってのはよくわかる。

だから、きょうの決算が、今度は一般会計、特別会計出るんですが、それに先立って資金不足比率、観光会計だけなんですけれども、さきに提示をされて見せてもらってます。計画初年度が170ぐらい。金額にして16億、15億はるかに超える金額だったと思うんです、赤字が。それが一けたになって、ことしの指数が、これもらってるのが、128.7、随分厳しい中で、合併当初の厳しい見通しの中で、よく努力をされてきた。我々も真摯な議論をしたということで、評価をしていただけるといいなと思うんです。そういうことです。

だから、そういう中で、経営改善に取り組みながら、赤字対策をしながら必要なところには必要な、やはり手を打たなければ、竹岡議員の議論の中にありましたように、だめなら、やめるんじゃないやめりゃあいいんです。ただ、やめりゃいいだけじゃあ、やっぱり今掲げる、美祢市が求めるもの、観光立市というものが成り立たん。だからやれるだけやってみましょうということ、私はそれでいいと思う。だから、それについては経営的な効率化を図るために、二つのもの一緒にしてやるんじゃないやめりゃあ、どなたがやられようと、もうちょっといい経営ができるんじゃない

かっていうんだったら、そりゃ追求してみるべきだろうっていうふうに思うんです。養鱒場もそうなんです。本当は、やめるべきじゃないかなと、私も思うんです。でも、やめるよりかは、もし観光会計っていう一つの会計の中で、年間500万ぐらいの赤字が飲み込める間はまず努力をしてみる必要っていうのは、やはり私はあつてしかるべきだろうっていうふうに思うんです。それは、まちづくりなんですから。それが将来的に、もうどうしてもだめだっていうときにはもうやめましょうっていうふうな判断は、それはおのずと市長がされる。議会さん、どねいですかってこねいな話でしょう。私は、そういうもんだというふうに思うんです。

従いまして、何と言うんですか、今出たこの条例改正案について、指定管理者を前提として取り組むよということであります。私はやってみるべきだというふうに思います。何年か先、数年先でいいと思うんです。できるだけ努力をしてみてだめなら、そのときにまた一つの判断をすればいい。あの地区はあの地区で、リフレッシュパークのあの地域ですよ、景清洞が入洞客が多いのは、恐らく洞の性格じゃないと思うんです。やはり、公園とかあれと一緒にあるからじゃないかとさえ思うんです。全体でものを見たらいいだろうというふうに思います。

従いまして、最初に申し上げましたように、この議案に対しては賛成をいたします。

以上。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 一度反対の討論をしておりますので、控えておりましたけれども、ぜひとも述べておかななくてはならないのが2件ございます。

両施設、家族旅行村とかリフレッシュパーク、所期の目的をもう終えていると、こう私は判断した。というのは、20年、30年たってみて、そして、なおかつこれから継続するためには、どうあらねばならないかという、その論議をしっかりした上で、条例改正ができれば、案を提案されればいいわけですが、それがなされていない。

具体的に申しますと、昨年21年度の決算書では、リフレッシュパークは使用料、手数料は3,700万円です。これに対して、物件費とか投資経費等で、約6,000万円の投資を必要としておる。家族村も、同じように持ち出しが2,900万円、そういうものを持っていかないと経営が成り立たないというのは、企

業会計に両施設はなじまない状況に既に陥っていると。こういう状態を今までいろいろ論議されてきたけれども、その改善策が何らか提案されて、そして指定管理に持っていくことについては異論ございませんが、まずその辺のところをしっかり論議され、提案されない以上は、私はこの条例を、改正を先に言うのは反対だと、こういうことです。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） それでは、御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後2時45分休憩

午後4時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の1）、議案付託表、会議予定表（その2）、以上、3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第18から日程第33までを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第18から日程第33までを日程に追加することに決しました。

日程第18、会期延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月21日までの24日間延長いたしたいと思ひます。なお、10月1日から10月11日までの山口国体期間中は休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、24日間延長することに決しました。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第19、報告第1号から日程第32、議案第26号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日追加提出いたしました報告3件と議案11件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、平成22年度の決算に係る健全化判断比率についての報告であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づき算定をいたしました健全化判断比率を、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。

まず、実質赤字比率についてであります。一般会計等の実質赤字が、地方自治体の標準的な一般財源の規模を表す標準財政規模に対する比率であり、次に、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計の実質赤字額及び企業会計の資金不足額を合計した額が、先ほどと同様の標準財政規模に対する比率であります。これら両指標とも黒字となっており、赤字比率は生じていないという状況であります。

続きまして、実質公債費比率についてであります。これは一般会計等が負担をする借入金の元利償還金である公債費及び他会計繰出金のうち、償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の及ぼす財政負担の比率であります。

なお、この比率が高い場合は、地方自治体における資金繰りが悪化をしていることを表すものであります。

本比率につきましては、対前年度比0.1ポイント減の16.7%となり、早期健全化基準値である25%を下回っているところであります。

最後に、土地開発公社などを含むすべての会計の将来負担比率についてであります。

この比率は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率であります。この比率が高い場合、将来への財政負担の割合が大きいことを意味し、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという指標であります。

本比率につきましては、対前年度より5.3ポイント減の126.3%となり、早期健全化基準値である350%を下回っております。

以上、いずれの指標も早期健全化基準値を下回っており、本市一般会計等の健全性が確保されている証拠ではありますが、今後とも、これらの指標の動向に留意しながら、気を緩めることなく、健全財政の維持に努めてまいり所存でございます。

報告第2号は、公営企業の平成22年度の決算に係る資金不足比率についての報告であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第22条に基づく財政指標

で、公営企業ごとの資金不足額がそれぞれの事業規模に対する比率についてであります。

この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しく、経営状況が深刻化していると言えます。

それでは、平成22年度の決算に基づきまして、会計ごとに御説明をいたします。

美祢市水道事業会計、美祢市病院等事業会計、美祢市公共下水道事業会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計並びに美祢市簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足は生じておりません。

なお、美祢市観光事業特別会計におきましては、資金不足比率が128.7%となり、経営健全化基準値の20%を大きく上回っております。しかしながら前年度より6.5ポイント数値が改善しております。

また、観光事業特別会計の健全化につきましては、平成22年3月議会で御承認をいただきました観光事業特別会計に係る経営健全化計画に基づきまして、早期の改善に向け取り組んでいるところであります。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し報告するものであります。

報告第3号は、美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についてであります。観光事業特別会計においては、平成20年度決算において資金不足比率が169.5%となり、経営健全化基準以上、20%経営健全化基準ですが、となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の規定に基づき、個別外部監査を受け、個別外部監査報告書に基づく経営健全化計画を策定をし、議会にも御承認をいただいているところであります。

それでは、この経営健全化計画の平成22年度の実施概要について御説明をいたします。

平成22年度の資金不足額解消実績額は、当初計画より6,521万7,000円下回る1億8,499万8,000円となり、資金不足比率は、当初計画より15.6%高い128.7%となったところであります。

これにつきましては、昨年7月に発生しました豪雨による入洞停止や秋芳洞の水没報道などにより、入洞客数が計画数値を下回ったものと考えております。

今年度におきましては、LEDによる秋芳洞内の照明改修等の効果もありまして、現在のところ昨年を上回る入洞客数で推移をしております。しかしながら、現下の経済情勢はまことに厳しいものがあり、観光客の大幅な増加が期待できない状況ですが、効果的なイベント開催等により集客を図りつつ、経営健全化計画の実践に努め、資金不足額の着実な解消を図りたいと考えています。

ここに、その実施状況について関係書類を付し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定に基づき報告をするものであります。

議案第16号は、平成22年度美祢市一般会計決算。

議案第17号は、平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算。

議案第18号は、平成22年度美祢市観光事業特別会計決算。

議案第19号は、平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計決算。

議案第20号は、平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算。

議案第21号は、平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算。

議案第22号は、平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算。

議案第23号は、平成22年度美祢市介護保険事業特別会計決算。

議案第24号は、平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計決算。

議案第25号は、平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算であり、それぞれの会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に監査委員の意見書と主要施策成果報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第26号は、平成23年度美祢市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

このたびの補正は、去る8月23日の早朝から8月24日の未明にかけて降り続いた雨により、市内各所で発生をした災害の復旧事業に係る経費につきまして、補正をするものであります。

美祢大橋観測所の雨量計によりますと、8月23日午前5時から翌24日の午前2時の間に、134ミリの降雨を、また、8月23日の午後9時から10時までの時間雨量は42ミリの観測したところであります。

このたびの災害では、民家の裏山が崩落し、土砂が民家に押し寄せる災害が3件発生しておりますが、幸いにも人命への被害がなかったことは、市民の安全をお守りをする立場の私といたしましても、胸をなでおろしたところであります。

その他の被災状況を申しますと、林道災害が4件、農地7件、農業施設で5件、市道が9件、河川が14件などとなっております、被害総額は1億9,560万円程度と見積もっているところであります。

では、補正予算の内容でございますが、歳出の災害復旧費に、農林施設災害復旧費といたしまして3,210万円を、土木施設災害復旧費といたしまして1億7,884万5,000円を計上しております。

歳入につきましては、分担金、国・県支出金や市債等を特定財源として1億6,600万円計上するとともに、一般財源として地方交付税を4,494万5,000円充当することとしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額2億1,094万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億4,907万円とするものであります。

次に、地方債の補正では、農林施設補助災害復旧事業債、土木施設補助災害復旧事業債及び土木施設単独災害復旧事業債の変更を行うものであります。

以上、追加提出いたしました報告3件、議案11件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第19、報告第1号平成22年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第20、報告第2号公営企業の平成22年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第 2 1、報告第 3 号平成 2 2 年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第 3 号を終わります。

これより日程第 2 2、議案第 1 6 号平成 2 2 年度美祢市一般会計決算の認定についてから日程第 3 1、議案第 2 5 号平成 2 2 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第 3 3 を先議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第 3 3 を先議することに決定しました。

日程第 3 3、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 1 6 号から議案第 2 5 までの 1 0 件を審査するため、委員会条例第 6 条の規定により、2 2 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 6 号から議案第 2 5 までの 1 0 件を審査するため、2 2 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間は、その審査目的が終了するまでといたします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く 2 2 人の議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第 1 6 号から議案第 2 5 までについては、議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第25までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。特別委員会の正、副委員長は決まっておりますので申し上げます。決算審査特別委員会委員長に徳並伍朗議員、副委員長に高木法生議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、正、副委員長よりごあいさつの申し出がございますので、お願いをいたします。決算審査特別委員会の委員長さん、副委員長さん、お願いをいたします。

決算審査特別委員長（徳並伍朗君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。決算審査特別委員会の委員長に、議員の皆様方から推挙いただきました我々正、副、徳並と高木が当たることになりました。2人で協力しながら、村田市長さん始め、執行部の皆さん、そして各議員さんの御指導と御協力をいただきながら、最後まで委員会の運営が完遂するまで努力をしたいというふうに思っておりますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 日程第32、議案第26号平成23年美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議案となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に議員の皆さんは建設観光委員会の開催をお願いいたします。

午後4時51分休憩

.....

午後6時14分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、三好議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。三好議員。

6番（三好睦子君） 学校給食の食器について、私の調査不足で、市民の皆さんに不安を与えてしまいました。今後、引き続きよりよい学校給食の食器について勉強

してまいります。

日本共産党、三好睦子。

議長（秋山哲朗君） 日程第32、議案第26号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件に関し、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 只今より、建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第26号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第7号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、災害箇所の位置図の配付がされ、初めに歳出について説明がありました。去る8月20日から24日にかけて継続的な豪雨に見舞われ、雨量は雨量観測点である美祢大橋において、24時間最大雨量が134ミリ、時間最大雨量が42ミリでありました。農林施設災害復旧費、単独災害復旧費において、林道の路肩の崩落などの林道災害が4件と、裏山崩壊の治山災害3件の合計7件の災害復旧工事費が520万円を計上しております。

また、農地災害等において、農地は50%、農業用施設は受益者が特定できるものは70%を市が補助する小額災害復旧工事補助金として、406万円を計上しています。内容は田畑の農地畦畔の崩落など農地災害が10件と、水路への土砂流入などの農業用施設災害が15件です。

続いて、補助災害復旧費において、2,284万円を増額補正するもので、主なものは測量設計委託料630万円と、災害復旧工事費として田畑の農地畦畔の崩落などの農地災害が7件と、農業用水路の護岸の崩壊などの農業用施設災害が5件の工事費1,600万円ですとの説明がありました。

次に、土木施設災害復旧費、単独災害復旧費において、災害復旧工事費として2,410万円の計上をしており、内容は道路災害が5件、河川災害が2件と、支障木伐採処理などの応急工事が33件です。

続いて、補助災害復旧費において、測量設計委託料1,074万5,000円と災害復旧工事として道路災害4件、河川災害12件の工事費1億4,400万円計

上しておりますとの説明がありました。

さらに、歳入につきましても詳細な説明がありました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、農地の増嵩申請についての問いに対し、執行部より、これから査定を受け、事業費が確定した後、増嵩申請を行うことになるため、国庫補助率が確定した残りの部分につきまして、市と地元で分担するということとなりますので、予算的には地元負担金は10%、国庫補助金として60%を計上しておりますとの答弁がありました。

また、委員より、林道で後日災害箇所が判明したときの対応について、今回の災害箇所の工事の完工見通しについての問いに対し、執行部より、林道で後日災害箇所が判明したときの対応について、災害復旧で対応できれば対応したいと考えております、工事の完工の見通しについては、受益者等の関係もありますので、23年度中の完全復旧は難しいと考えております、との答弁がありました。

また、委員より、他人と共有する正式な林道でない作業道でも採択されるのかとの問いに対し、執行部より、災害復旧については原則として林道台帳に計上されている林道と考えております、との答弁がありました。

その他の質疑につきましてもは割愛させていただきます。

本案に対する意見はなく、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

これより議案第26号の討論、採決に入ります。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、議員の皆様には、この後第1、第2会議室において議員全員協議会を開催いたしますので、御出席のほどお願いいたします。

午後6時21分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月27日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

日邊諄祐

”

川本尚二